

平成23年3月2日（水曜日）第1回定例会

出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	嶋田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会 会長代理	今野要一	総務課長
横山一郎	総務課 危機管理室長	菅野英行	総合政策課長
月光龍弘	総合政策課 イメージアップ 推進室長	宮川徹	総合政策課企業 立地推進室長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	犬飼一好	建設管理課長
富澤三弥	建設管理課 都市整備室長	軽部修一	建設管理課 緑化推進室長
山田敏彦	下水道課長	尾形清一	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
工藤恒雄	商工観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	安孫子政一	会計管理者 （兼）会計課長
那須勝一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	鈴木一徳	学校教育課長
阿部藤彦	中学校 給食室長	白林和夫	学校教育課 指導推進室長
清野健	生涯学習課 生涯学習課 一課長	片桐久志	監査委員
奥山健一	生涯学習課 生涯学習課 一課長		

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第2号

第1回定例会

平成23年3月2日(水曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

○高橋勝文議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は一議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成23年3月2日(水)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
1	国民健康保険について	(1) 国民健康保険運営の広域化について (2) 国民健康保険法第44条の実効ある取り組みについて (3) 国民健康保険税の値上げを抑える	15番 佐藤 暁子	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		ために一般会計からの繰入れを実施する考え方について		
2	高校再編問題について	先に出された県に対する要望の趣旨を踏まえ、今後どのように対応するのか	13番 新宮 征一	市長
3	大学と地方行政との係わりについて	官学連携による地域や産業の発展につながる役割について	8番 木村 寿太郎	市長
4	クマによる被害と実態について	(1) 生態と捕獲の実態について (2) 農産物被害について (3) 保護と共存共栄について (4) 今後の対策について		市長
5	地域特性を生かした農業振興について	農地流動化、農用地利用集積等により耕作放棄地や遊休農地の再利用を推進し、農地の効率且つ合理的な利用促進を図ることより、畑作物の生産増大を図り新たなブランド化を進めることについて	3番 石山 忠	市長
6	ファミリースキー場の設置について	子育て支援の立場から、ランドマークの長岡山や最上川ふるさと総合公園の高瀬山に、ファミリースキー場を設置することについて		教育委員長
7	市政運営について	(1) 企業誘致について (2) 「寒河江市水道ビジョン」の策定について (3) 急傾斜地崩落防止対策について	11番 松田 孝	市長

佐藤暘子議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号1番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

○佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表し、市民の方々から一番多く寄せられる国民健康保険について問題点を指摘し、今国が進めようとしている国保広域化に対する考え方と、市民の医療費と国保税の負担を軽減させる取り組みについて、順次市長の考えを伺ってまいります。市民の命と健康を守る自治体の長として、ぜひ前向きな答弁をいただけることを期待し質問に移ります。

初めに、国民健康保険運営の広域化について市長の見解を伺います。

2月10日付国保新聞では、国保料、国保税の収納率が平成21年度全国平均で88.01%と過去最低となり、皆保険制度を達成した昭和36年以後最も低い収納率になったと報じています。平成21年度の市町村国保加入世帯の1世帯当たり所得（課税標準額）は129.3万円と前年度より約7%にも下がったが、一方で1世帯当たりの保険料の課税額は介護分、後期支援分を含めると16万102円と1.5%増加している。所得に占める保険料課税額の割合は、平成20年度の11.35%から12.38%へと1ポイント程度増加しており、医療費の高騰と低所得者の増加で国保料は今後も上昇が避けられないと指摘しています。寒河江市においても例外ではなく、各課職員の努力にもかかわらず収納率は年々低下し、平成20年度の92.32%から平成21年度は91.57%と0.75ポイント低下しています。

厚生労働省は平成20年秋のリーマンショックから続く景気悪化により保険料を払えなくなった人が増加したとして、所得が減少しているにもかかわらず保険料・税の負担が重くなっていることを上げています。

国保税が年々上昇し大きな負担となっている背景として一般的に言われていることに、国保加入者には景気の悪化による低所得者や退職者が多く国保の税収が上がらないこと、超高齢社会となって医療を必要とする人がふえたこと、医療の高度化により医療費が高くなっていることなどが挙げられますが、もう一つ大きな要因として国保に対する国の負担割合が大きく削減されてきたことが挙げられます。国民健康保険制度が発足してから50年になりますが、1984年退職者医療制度の発足と軌を一にして国保に対する国の負担割合が大幅削減され、約45%と言われた国庫負担割合が今では約半分の25%にまで削られているということです。このことも、国保財政と加入者を苦しめている要因であることを指摘しなければなりません。

厚労省は、国保税を滞納している加入者への制裁措置として保険証を取り上げる、または3カ月しか使えない短期医療証の発行を保険者である各市町村に義務づけました。このことにより医療の必要な人が医者にかかれない、手おくれになって命を落とすといったことが全国的に発生し、大きな社会問題となっています。

さらに、国では徴収率が上がらない市町村には普通調整交付金を減額するなどの制裁をし、収納率を上げるよう圧力をかけてきています。年金の振り込まれる預金口座が強制的に差し押さえられ残高がゼロになった人や、子供の学資資金にこつこつ積んできたわずかばかりの預金が差し押さえられ子供を学校にも入れられないと嘆く人など、個人の人権を無視するような取り立てが行われている実態がテレビでも放映になりました。国保は今や国民の命を守り、だれでも安心して医療を受けることができる制度ではなく、苦しめるための制度になっていると言わざるを得ません。

国は、後期高齢者医療制度を廃止し75歳以上の高齢者は国保に戻すとしていますが、財政運営についてはこれまでの後期高齢者医療と同様、都道府県単位の財政運営にするとしています。さらに、2018年度をめどに全年齢での都道府県運営を図るという方針を打ち出しました。すなわち、国保の都道府県を単位とした広域化です。その地ならしとして厚労省は、都道府県に対し昨年12月末まで広域化等支援方針の策定を求めました。この策定をしたのは47都道府県中42都道府県で、残る5県は広域化に向けた議論が煮詰まっていないなどとして策定を見送ったということです。山形県は12月までの策定は見送り、ことし3月までに策定する予定となっているようです。国保運営に苦勞している市町村では広域化を求める意見が強いようですが、厚労省が目指している都道府県単位の広

域化は、県が国にかわって県内すべての国保医療費を管理し拠出することができるようにすることだと言われています。つまり、国民の命を守るべき国の責任を県に押しつけるものだという事です。全国知事会でも県が保険者になることには反対の意見が多いようです。国保を広域化することによって、自治体や加入者である住民にどのようなメリット、デメリットが出てくるのかしっかりと見定めることが重要と考えますが、メリット、デメリットについて市長の見解を伺います。

次に、国民健康保険法第44条の実効ある取り組みについて伺います。このテーマの質問はこれで3度目になります。

最初は、医療機関窓口での未払い金がふえていることに端を発し、その解決策として国保法第44条を活用し生活困窮者の医療費の支払いと医療機関の未収金問題解決に役立ててはどうかということで取り上げました。これまでも何度も申しあげてきましたが、国保加入者には無職者や低所得者が多く国保税を払えない人もふえています、病院の医療費を払えず滞納している人もふえています。国民健康保険法には、そうした人を法律で救済するものとして第44条があります。この第44条を実際に役立つものにするには、各自治体で具体的な運用の仕方を決めなければなりません。

平成22年6月議会での私の質問に市長は、寒河江市においても何らかの運用方針が必要と考えているところですが、今年度中に国から一定の基準が示される予定なのでその動向を注視していきたいと答弁されています。

国からは、平成22年9月に国保法第44条に基づく独自減免をした場合は減免に要した費用の2分の1を補助するという財源の手当てと運用の基準が示され、各都道府県に対しては管内市町村と医療機関に対しその運用について周知するようといった通達がされたと聞いています。国からの基準が示されたことを受け、患者が医療費の支払いができないために必要な医療を中断したり受診しなかったりすることがないように、また今ふえている医療機関の未払い問題解決のためにもぜひ国保法44条の実効ある取り組みをすべきと思いますが、市長の考えを伺います。

次に、国民健康保険税の値上げを抑えるために、一般会計からの繰り入れを実施する考え方について伺います。

今議会に平成23年度の予算案が上程されていますが、国民健康保険特別会計については歳入歳出41億9,273万8,000円となっており、平成22年度当初予算との比較では2億1,838万1,000円の増となっています。平成23年度の予算書には7,090万円の基金繰り入れがありますが、平成22年度決算で見込まれる基金残高をそっくり繰り入れることになり国保財政が赤字になることは目に見えています。そうなれば、保険税の値上げということが出てくるのだらうと思いますが、今できえ払えずに滞納している人がふえているときにさらなる値上げということは、市民の暮らしは破壊されてしまいます。値上げを抑えるためには、他市でもやっているように一般会計からの繰り入れを実施すべきではないかと思えます。

私は、平成22年6月に同じ趣旨の質問をいたしておりますが、市長は国の考え方として一般会計からの法定分以外の繰り入れ繰り出しは好ましくないとされていると答弁されています。

しかし今、市民の暮らしの実態を考慮せずに財源確保のためには値上げもやむを得ないと値上げを強行すれば、納められない人はさらにふえ短期保険証や資格証明書の発行が多くなり医者にかかれぬ人が出てくるなど、市民の暮らしや健康にも大きな影響が出てくるのが懸念されます。国は、上がり続け払い切れない国保税に財源の手当てをしないばかりか一般会計からの繰り出しも認

めない、それをやればペナルティーを科すとおどしをかけていますが、地方自治体は住民の暮らしの実態を一番間近で見つめ守る責任を負っています。これ以上国保税の値上げをしないために、一般会計から法定外の繰り入れをすることについて市長の考えをお伺いし第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 皆さん、おはようございます。

ただいま、佐藤議員から国民健康保険について何点か御質問いただきました。佐藤議員には、寒河江市の国保運営協議会会長としてさまざまな面で御尽力いただいておりますことをこの場をおかりして感謝御礼申しあげたいと思います。

国民健康保険の制度について改めて私から申しあげる必要もないかもしれませんが、だれもが必要なときに必要な医療を受けることができ、健康で安心して暮らせるための国民皆保険制度の中核をなすものであります。極めて重要な制度であると認識しております。将来とも、良質な医療を確保し安定的に運営していくことが求められるわけであります。

しかしながら、昨今の医療費の増加、高齢化の進展さらには景気の低迷や雇用情勢の変化などによりまして、今後とも厳しい財政運営が予想されております。小規模保険者は、財政運営が医療費の変動等に左右されやすいわけであります。市町村単位での運営には限界があるとも言われているわけであります。こうした状況から寒河江市といたしましては、市町村国保の広域化を図り事務の効率化や共同による事業実施を進めながら一体的に運営することにより、国保財政の基盤強化を図っていくことは必要なことであると考えております。

広域化することのメリット、デメリットということで御質問がありましたが、県の広域化支援方針がまだ示されていない状況であります。先般の市長会議におきましても、市町村の考えを十分酌み取った支援方針にさせていただきたいということで、ことし9月までその方針についてさらに議論を深めていくべきだということで、県に対して要望していることを決議した次第であります。

そういう状況であります。一般的にはメリットとしては保険財政の安定化や保険料の平準化による負担の公平性が図られることと言われております。また、一方デメリットとしては医療機関の偏在による医療環境の格差などがあると私も感じているところであります。

このようなことから、国における医療制度改革の動向や社会保障と税の一体改革の動きなど、市町村国保を取り巻く状況にはなお不透明な要素も多いわけでありますので、今後とも十分見きわめながら市民が安心できる国保制度となるよう国・県への要望を引き続き行っていかなければならないと考えております。

次に、国民健康保険法第44条の規定による一部負担金の減免等についてお尋ねがございました。

規定では特別の理由がある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して、減免等の措置をとることができるかとされているところであります。先ほど、議員の御質問の中にもありましたが、昨年9月に厚生労働省より市町村国保の被保険者が医療機関窓口で払う一部負担金を減免する仕組みについて一定の基準が示されております。国の示した基準では、失業などで収入が一時的に生活保護に準じる状況になった場合に、減免の対象とするというものであります。

県内では、これまで庄内町と飯豊町で要綱を定めているわけでありますが、市町村国保の財政負

担も発生することから、より実効性のあるものにしていくためには減額割合など市町村などが独自に決定できる部分もあるために、他市町村の動向なども十分に見ながら要綱制定の検討を今進めているところであります。

なお、これまでと同様に相談や申請がなされた場合には、法の趣旨に沿いながら個々のケースに応じて具体的かつ詳細に調査・審査をしまして、総合的に判断をしまいたいと考えております。

次に、国保会計への繰り入れについて御質問がございました。

国民健康保険は、加入者が納める保険税や国・県・市の負担金などによって病気やけがをしたときなどの医療費の支払いに充てる仕組みになっているわけでありまして。一般会計から法定外の繰り入れをして、保険税額の上昇割合を軽減してはどうかという御提案でございますけれども、先ほど議員の御質問にもありましたが、国からの通知ではこうした国保制度の趣旨に沿って適切に運営されることとされております。また、現在検討している国保の広域化を進めていく上でも、法定外の繰り入れなどについては計画的に縮小していくことが求められているわけでありまして。

私どもとしては、市民生活に直結する国保税率の上昇が大きくならないように、これまでも未納金の収納対策やジェネリック医薬品の利用促進、さらには疾病予防事業など医療費抑制の対策に鋭意取り組んできたところであります。また、平成23年度からはジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知なども実施してまいりたいと考えております。今後とも引き続きこのような対策に取り組みながら、医療費増嵩の抑制と国民健康保険財政の健全運営に努めてまいりたいと考えております。

御提案の国保会計の法定外繰り入れにつきましては、今後平成22年度の決算の状況など十分見きわめながら研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤暘子議員 第1問にお答えいただきまして、ありがとうございました。

広域化をすれば保険財政の安定化が図られる、また医療保険の平準化が図られるということをも市長が答弁されましたけれども、医療保険の平準化ということなんですけれども、今見てみましても合併をしているところなどの例をとりますと、やはり最初は旧市町村の保険料でいくということをおっしゃっておりますけれども、合併をしてから何年後かになりますと保険料の統一というものが図られますね。それで、やはりこれまでの保険料よりも高くなってしまいうところが出てくるわけです。ですから、県を1本にした保険料の平準化ということになりますと、かえって高くなってしまいうところも出てくると思います。そういうことで、保険料の増大もあるのではないかと思いますけれども、市長の考え方を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 それでは、お答え申しあげたいと思っておりますけれども、先ほども若干申しあげましたけれども、広域化の支援指針というのを県の方で検討しているわけでありましてけれども、やはり各市町村、全市町村ですね。ある程度、納得した上でその指針を定めていただきたいということをまず申しあげて、十分議論を尽くした上で指針となつていただくようということで、市長会でも、もちろんこれには町村会でも働きかけていくという市長会会長の話もありましたが、そういうことで進めていきたいというところがあります。

そういった状況なので、まだ具体的な案というものが示されていないというところでありまして、なかなかお答えにくいわけでありましてけれども、基本的に前提の考え方というのはやはり医療ニーズの医療圏というものを、どの程度のエリアに置くかということが基本的にはあるわけでありまして。市町村単位に医療のニーズに対応していくような医療圏域というのがあるのかということ、やはり御案内のとおり広域的な、もうちょっと広域的ですよ、医療の需要あるいはそういう病院のあり方というのは。国の方では、都道府県単位が医療圏の一つの単位なのではないかということ考えているわけですが、やはりどこに住んでいても県内であれば同じ所得があれば同じ保険料を払う、そういうことで便益を享受できることが公平性につながっていくと考えているわけでありまして。

ですから、それが上がるかどうか、下がるかどうかというのは個々の自治体、個々のケースによって違うので一概には言えないわけでありましてけれども、基本的にはやはりそういう公平性ということ前提にした広域化の方針にあるということをお理解をいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤暘子議員 市長の今のお答えですと、広域化というのは同じような医療を平等に受けられるような、そういう広域化だというお答えだったと思っておりますけれども、そうであるならばやはり県全体を広域化としなくともいいのではないかと、私は考えております。やはり、国の考えている広域化というのはいかにして国からの持ち出しを少なくするか。そして、その中で国の果たしてきたこれまでの役割を県にそれを移して、県がそれに責任を持ってその医療制度を運営することにあるのではないかと、私は思っております。

それで、国が今支援方針などというものを県につくらせておりますけれども、その支援方針の中にありますのは税の収納率を各市町ごとに収納率の計画を上げさせるということがありますね。その計画に達しない場合は国の方で、これまでもそうなんですけれども、ペナルティーを科すということがあるわけですが、それを県が各市町村に対してそういうペナルティーを科すことができると変えようとしていると思うわけです。ですから、そのペナルティーを科されないようにするために各市町村では収納率のアップに躍起になるということがあるわけですね。

それで、先ほど私第1問でも申しあげましたように、強制的な差し押さえをすとか操作をするとか、そういうことをやってどうしても収納率を上げようということになるのではないかと思うんですけれども、そういう危険性があることについて市長はどのようにお考えですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 やはり、何度も申しあげておりますとおり、議論を尽くしていかなければならないということが1点あると思っております。

それから、収納率の低下については、やはり財政の不安定を招くということでありまして、そして保険料の引き上げにもつながっていくという懸念があるわけでありまして、ここは財政基盤の強化を図っていかなければならないと思っております。

ただ、佐藤議員の先ほどからの御指摘と我々の立場とのずれと申すまいでしょうか、その違いというのは、やはり国がやるべきことを県に押しつけているという観点からの御質問をされておられるわけですが、我々は国保を担っている市町村のこれから大変な財政状況の中で財政運営は市町村には大変なのではないかということで、より広域的な財政基盤、安定した財政基盤をつくってい

く上では市町村単位ではなくて、やはり県単位の運営をしていくべきではないのかという視点から広域化ということで進められようとしているわけでありまして、我々としてもそういう方向で考えているということでもありますので、まずそこは御理解いただきたいと思いますが、収納業務というのは大変、そういった意味で財政基盤を安定させるという意味では大変重要な仕事でありますし、今後もやはりそれは市町村が十分担っていかなければならないと考えているところであります。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤暘子議員 市長がおっしゃることもわかるんですけども、市長がおっしゃることは財政的には大変困難な時代になっていると、各自治体だけでは運営ができなくなっているということで、それを平準化して県1本にすれば負担割合も少なくなるであろうというお考えのようですけども、市町村の国保運営というものは収納率を上げることでだけではなくて、やはり一人一人の市民がいかに良質な医療を享受できるか、健康を維持できるか、それを見守っていくことも市町村の重要な役目だと思うんです。

ですから、これが県1本になるということになれば保険税を計算するというか決めるのは県になるわけですね。そしてその県で決めた保険税が各市町村におりてくる。そうして、その収納率が上がらなければやはりペナルティーが科せられるとなりますと、市民の今ある実態よりも収納率をいかに上げるかということに力が集中してしまうのではないかと。そのために、住民がどのような生活をしどのような状態で暮らしているのか、そういう実態が見えなくなってしまうのかと、そういうことを私は感じているんです。ですから、それは地方自治体としてはあってはならないことだと思いますし、やはり地方自治体として、保険料、財政面だけではなくて市民のそういう命、健康というものを保持していくために全力を尽くさなければならないと思うんですけども、その機能が薄れてしまうのではないかとという危険性があるんですけども、市長はその点についていかがお考えか伺いたしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としてもそういうことがないように、いろいろ県の方とも議論を尽くしていかなければならないと思います。

今考えている最中、案として構想の段階でありますけれども、その平成30年から国保ということでもあります、その前段として後期高齢者医療を国保と一体化していくということで、平成26年からやろうという考えがあるわけでもあります。それを見ますと、標準保険料の設定というのが、県がやることにはなりますが、実際条例による保険料決定は不可という段階から市町村の事務、業務ということになります。考えているのはそういった意味で申請の窓口業務と、そういう実態の把握と、そういったことについては市町村が十分状況を把握していくということについては、今後ともそういう広域化の制度が仮に進められたとしても十分市町村が担っていかなければならない大変重要な業務だと我々は理解しております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤暘子議員 市町村の窓口相談窓口をつくるということもあるかと思いますが、これまでですと保険料が納められない、そしてどういうふうにしたらいいかということで市町村では相談に乗ったり、それでは減免制度がこういうのがありますのでこういうのに該当しないかとか、あるいは分納したりとか、そういうことがこれまではできたわけですけども、それが県1本でのそう

いう制度窓口となってしまえば、各市町村のそういう相談がもしあったとしても市町村独自ではどうにもできない状態になるのではないかと思うわけです。ですから、後期高齢者医療がそうであるように、やはり市民の状況が見えなくなってくる。例えば、困って保険税が納められないとしても、それをどこにも持っていきようがなくなるというような状況になるのではないかと思うんですが、その点についてお考えを伺います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 後期高齢者医療制度が新しい医療制度に移行するという中で、その新たな医療制度についてある程度取りまとめがなされていくというわけですね。先ほども申しましたが、標準保険料の設定というのは、そういう意味では県が行うという想定であります。具体的な保険料の決定あるいは賦課というのは市町村が担う方向でいるということでもあります。また、申請書の窓口業務や資格管理などについてもやはり市町村が担うという考え方が進められようとしておりますから、我々としてはやはり先ほども申しましたけれども、具体的なケースケースのいろんな状況についての相談などについては、引き続き市町村が市民の皆さんの窓口になっていくということになっていくだろうと理解しているところでありますので、そういった意味で市民の医療健康を守っていく役割は、引き続き市町村が担っていくと理解しております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤暘子議員 事務的なことですか、また医療圏の中で必要な医療を受けられるという、そのための広域化というのは私も否定するものではありませんけれども、そういう財政を平準化することからすれば、これからは医療費というのは伸び続けるわけです。保険料の平準化といっても医者にかからないところというのは、これまでですと保険料も安くて済んだわけですね。そういうところが1本にされてこれまでの保険料よりも高くなるか、そういうことが出てくるのが予想されます。ですから、これはやはり財政への負担といいますか、国からのそういった大幅な財政の負担がなければ、幾ら広域化したとしてもそれは住民の健康を守ったり適切な医療を受けられたり財政的な負担を軽減するということにはつながらないのではないかと思うんです。

まず、そういう広域化をするにしても、国ではそういう広域化をして財政負担をなるべく少なくしようという考えのようではありますけれども、そうではなくてやはり国が最終的には住民の命を守るという社会保障的な立場に立って財政の負担もしっかりやるということが、まずは基本ではないかと考えますけれども、その点について市長はどのようにお考えになっているか。

各自治体からも、国に対してもっと財政負担を潤沢にすべきだということを主張していくべきではないかと思えますけれども、それらについて市長の考えを伺います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 こういう制度の大幅な見直しのそもそもというのは財政的な問題という、それだけが要因ではないわけでありまして、財政の問題というのは大きな見直しの原因になっていると理解しているところであります。我々としても、佐藤議員御指摘のように市民の健康を守っていく、安心・安全な医療を受けられるということというのは基本的な市の姿勢でありますから、そういった意味で国保の制度自体が安定的に今後とも医療の増嵩やら高齢化の時代に対応していくような、そういう制度の体制というものをつくっていただきたいと思っておりますし、財政基盤の強化についてもこれまでも市のみならず市長会あるいは町村会含めて、国の方にあるいは県の方にも十分要望

を重ねてきたところでありますけれども、今度の大きな制度改革の方向性に際しましても、さらにやはりそういう要望については財政基盤の確立に対する要望については一層強めていかなければならないと考えているところであります。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤暘子議員 それでは、国保法の第44条について伺います。

今、医療機関での未払いということがふえていると先ほども申しましたけれども、市立病院の場合、平成23年1月末で2,521万4,724円の未払い金があると言われております。これの主な原因というのが生活困窮が主なものであろうということが言われましたけれども、その中でもやはり国保の患者が多いということでございます。ですから、年間にすれば200万円から300万円くらいの未払いだということなんですけれども、これを長い間ほうっておけばやはり2,000万円、3,000万円という膨大な未払い金になっていくわけですね。ですから、国の方でもそういうことをなくすことを目的として、最初はそういう審議がなされたということでありまして。ですから、そういうことで各町や市なんかでもこういう国の基準が示されたということで、要綱とかそういう規定をつくってそれに該当するような働きかけをするという動きが強まってきております。

既に庄内町なんかでは、生活保護基準の1.2倍の所得の方に対しては該当するような要綱をつくっておりますけれども、やはりそういう意味では寒河江市でもぜひこの要綱をつくって実効あるものにしていただきたいと思っておりますけれども、重ねて市長の見解を伺います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどもお答え申しあげましたが、この要綱の策定については県内では庄内町、飯豊町ということで要綱がつくられている状況であります。実効性のあるものにしていく、それからより実態を反映していくということのために今研究をしている、検討しているということでありまして。できるだけ早く、平成23年度の間には要綱をつくっていくということで、今作業を進めている、検討を進めているところであります。県内には二つの町での制定ということでありまして、他県の状況なども十分お聞きしながら、よりよい要綱制度につくっていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤暘子議員 庄内町と飯豊町が既につくってあるという市長の答弁でありましたけれども、西郡では大江町、西川町、朝日町では今年度中に、平成22年度中につくるという調査結果が出ております。庄内町の場合には生活保護基準の1.2倍の所得という規定をしているようですけれども、この規定は市町村独自でつくることができるわけですので、できるだけ今生活保護には該当しないけれども生活保護基準よりもずっと下で、それでも生活しているという方がたくさんいらっしゃるわけですから、そういう方たちが該当できるようにやはり生活保護基準の1.2倍、1.3倍、そういうことを視野に入れながら検討していただきたいと思っております。

それから、保険税負担を抑えるための一般会計からの繰り入れということですが、国の方ではこういうことは認めていないと、広域化をするためにはできるだけ赤字を解消するということが出ていますと思っておりますけれども、でも普通個人当たりの保険料というのも非常に高くなってきております。

私は、平成23年度の国保税の予算と平成22年度の当初予算との比較をしてみたんですけれども、

単純に国保税の予算を加入者で割って1人当たり、そして世帯で割って世帯割というものを算出してみました。平成23年度の加入者1人当たりの税額を見ますと9万9,586円、平成22年度の予算と比較すると1人当たり9万2,492円、1人当たり7,094円ふえております。それから、世帯で申しあげますと平成23年度は1世帯で18万8,625円、平成22年度が17万7,244円、差し引き1万1,380円の増加ですね。これは税率を上げたり改定をしなくても自然的にふえていく数字ですね。毎年高くなっていきます。そういうことがこれからもずっと続くということになりますと、負担能力を超えた国保税になってしまうということが懸念されるわけです。ですから、これを防ぐためには、国から認められていないというものの法定外の繰り入れも必要なのではないかとすることがあります。

それから、もう一つは、やはりジェネリック医薬品をもっと使っていくとか、そういうことも一つの方法だろうとは思いますが、私がここで申しあげているのは法定外の繰り入れも市民の命を守るためには仕方がないのではないかと、せざるを得ないときがあるのではないかと、市長の考え方をお聞きしているところです。そのことについてもう一度お尋ねしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 法定外の繰り入れについては先ほどもお答え申しあげましたが、ほかの県あたりの事例などもあるような情報も聞いておりますけれども、国の考え方あるいは今後の広域化方針の考え方などを踏まえながら、ただおっしゃるように保険料にはね返るということについても我々としてはできるだけいろんな面での医療費の抑制というものもさらに進めていながら、保険料の上昇というものを抑えていかなければならないと考えております。そういった意味で繰り返しになりますけれども、平成22年度の決算状況を見ながらそのことについて研究していくということで今考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤陽子議員 これで質問は終わりますけれども、私はやはりこの国民健康保険というのは国民皆保険、だれでもがいつでも病気になったときには安心して医者にかかれるような制度ということで国民皆保険というのができたと思っております。これはお互いに保険料拠出はしておりますけれども、国が社会保障の一つとして面倒を見なければいけない制度であると思っております。ですから、今地方自治体が非常に大変な思いをしている。医療もきちんとした医療が受けられない人がふえている。そういうときには、やはり国がそれを見なければいけないと思うわけです。ですから、国に対する支援をもっと強力に進めていただきたい。このことを申しあげまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

新宮征一議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号2番について、13番新宮征一議員。

〔13番 新宮征一議員 登壇〕

○新宮征一議員 おはようございます。

ことはまれに見る大雪と厳しい寒さであったわけですが、ようやくここに来て解放された感じが、いよいよ今年度も年度末の3月を迎えました。また、私ども議員にとっては今期最後の定例会となりました。今回、私は市民の間で今話題となっている西村山地域の高校再編問題について、

寒河江市民の一人としてこの問題1点に絞って質問をいたします。この問題に関して、市長は今定例会初日の行政報告の中で触れられておりましたが、私の考え方も含め改めて伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そもそも、この問題は、現社会において少子化現象による生徒数の減少が背景にあるものと考えられます。どこの地域でもその地域にとって自分たちの町にある高校が廃校になるのではないかと不安が生じてくるわけであります。

今回示された県の方針によれば、キャンパス制を導入することによって、寒河江高校と谷地高校、寒河江工業高校と左沢高校との組み合わせによるキャンパス制となっております。さらには、寒河江工業高校は現在の4学級から1学級減らして3学級とし、寒河江高校の果樹園芸科は平成25年度に募集を停止し、左沢高校に統合するというものであります。

現段階ではそれほど懸念される内容のものではないように見えますが、将来的にはいささか不安を感じざるを得ません。1月19日にハートフルセンターで開催された地区説明会にも参加しましたが、質問に対する答弁の中で学校名について当面は現在の学校名はそのまま残すとのことでありました。しかし、この当面という言葉の裏を返せば、今後の推移によっては本校・分校といった形態に移行し、さらにはキャンパス同士の統合により片方の学校は近い将来廃校になってしまい、結果的には西村山地方には2校だけになってしまうのではないかと心配されるわけであります。

本市にとっては、現在の寒河江高校と寒河江工業高校の2校を何としても存続できるよう努力しなければなりません。これまで寒河江高校、谷地高校、左沢高校の3校は進学校として位置づけされてきましたが、特に寒河江高校は名門高として長い歴史と伝統を保ち大学進学を目指して高い進学率を誇ってまいりました。一方の寒河江工業高校も県内有数の実業高校として知られ、多くの有能な人材を世に送り出してきたところであります。さらには、農業後継者等の問題が叫ばれている昨今であります。こういうときにこそ農業経営の基本と技術を学び自信を持って就農できる環境をつくるためにも、寒高果樹園芸科の存続を強力に訴えていかなければならないと思います。

以上の観点から、今後仮に生徒数の減少があったにしても、将来的には進学目的のいわゆる普通科高校である寒河江高校と高度な技術と高レベルの資格を身につけるための実践型高校としての現寒河江工業高校を、何としてもこの寒河江市に存続させることが市民の共通の願いであると考えます。

また、学校の要件としては最も重要なことは、交通の便など生徒たちがいかに通学しやすいかなど、環境の面も考慮しなければなりません。つまるところ、西村山地方の中核市であるこの寒河江市に伝統校である寒河江高校と、そしてもう1校は現寒河江工業高校に果樹園芸科を編入し、工業にこだわるのではなく校名を寒河江産業高校もしくは寒河江実業高校などに改称しても実践型高校として、あわせて2校を存続させるよう積極的に働きかけていかなければならないものと考えます。

この前の説明会の中では、地域の意見や要望も参考にしながら今後検討してまいりたいと言っておりました。寒河江市は、寒河江市としての市民の声を取りまとめ最終案が示される前に何らかの手を打っておくべきではないかと考えます。さきに市長名、議長名で出された要望の趣旨を踏まえ、今後どのような対応を考えておられるのか、市長の御所見をお伺いいたしまして第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 新宮議員から、高校再編問題について御質問いただきましたので、順次お答え申し上げたいと思いますが、西村山地区の高校再編整備につきましては、そもそも県の教育委員会におきまして平成17年3月に県立高校教育改革実施計画というものを策定をし、その中で西村山地域については少子化による中学校卒業予定者の減少や学校の小規模化への懸念等から高校の再編整備が検討課題であるということが示されていたわけであります。そして御案内のとおり、平成20年11月に西村山の県立高校再編整備に係る検討委員会というものが組織をされ、地域内の中学生、高校生及び小中学生の保護者に対するアンケート、さらには地域関係者からの意見聴取などを行いながら検討を重ねて平成21年10月の中間説明会を経て昨年3月に西村山地区の高校教育のあり方について報告書が提出されていたところであります。

県の教育委員会においては今年度この検討委員会の報告を踏まえて検討してきたわけであります。その結果、先ほど新宮議員からもお話がありましたが、平成25年度から寒河江高校と谷内高校、寒河江工業高校と左沢高校の組み合わせによるキャンパス制を導入するとともに、寒河江工業高校を1学級減とし、また寒河江高校果樹園芸科については生徒の募集を停止し総合学科を設ける左沢高校に農業系列を設けるという計画の骨子を、昨年12月8日の県議会文教公安委員会に示したところであります。

この計画に対しましては、既存の普通高校と専門学科のキャンパス制度による連携交流よりは工業科と農業科の専門学科同士の産業系としての連携の方が一般的に理解されやすいのではないかと我々も考えておりますし、そのような声が、先ほど議員の御指摘にもありますとおり少なくないと認識しています。また、寒河江高校農業校舎の寒松同窓会の皆さんからは、果樹園芸科の存続を求める大変強い声が上がっているわけであります。さらに、寒河江工業高校につきましても学級数減への懸念、さらには老朽化している校舎の改築、設備の更新などの課題解決への要望があります。さらには、キャンパス制導入以降の将来や通学の不安の声なども上がっているわけでありまして、今後の産業教育の不透明さなど西村山地区の高校再編整備をこのまま進めていただくには大きな課題があると我々は認識しているところであります。

こうしたことから、学校関係者の皆さん、それから地域住民の声を十分尊重しながらこれらの課題を解決の上進めていただくように、昨年12月17日に市議会及び寒河江高校寒松同窓会、それから寒河江工業高校同窓会員の皆さんとともに県及び県教育委員会を訪れ要望書を提出したわけであります。そういう経緯であります。

それから、今後の対応ということではありますが、要望書の提出後におきましても、先ほど議員からもお話がありましたが、県教育委員会においては寒松同窓会の皆さんへの説明会を行う、さらには市民への説明会も開催されるということで、今後も引き続き十分説明、話し合いをしていく考えであると理解しております。そういった説明会にはその都度市の方からも、市側からも出席をして出席者の皆さんからの声でありますとか、県教育委員会の考え方など、状況を把握するよう努めているところであります。今後も引き続きそうした状況、これからの状況などを注視していかなければならないと考えております。

また、先ほど申し上げましたとおり県に対しては高校再編について学校関係者及び地域住民の声を十分尊重して課題を解決の上進めていただくようにということを要望してきたわけであります。

れども、要望の趣旨に反してというか、こちらの要望に反映されずに学校関係者や地域住民の理解を得られないまま進めていくような状況が生じてくるのであれば、私どもも新たに関係者の皆さん、市民の皆さんとも十分相談をしながら一丸となった行動を起こしていくことも必要ではないかと考えているところであります。

また、将来仮に各校の生徒数が著しく減少して西村山地区内の高校が二つになるという状況になった場合、本市に普通校の高校と専門学科の高校の二つが存在をするという姿がやはり望ましいのではないかとこのようなことで御質問ありましたが、このことについて特に農業と工業の産業教育のあり方というものが大変問題になってくるのではないかと考えます。

我々としては、本市は県内有数の果樹園芸地帯であります。農業は基幹産業でありますので、本市の農業振興、担い手育成のために高校の農業教育というものが大変重要な役割を果たしていくと、今後も考えているところであります。また、寒河江工業高校については県内市町村単独では随一、工業団地の中に存在をするというわけであります。産学連携教育にも十分取り組みながら、すぐれた人材を供給し本市工業の振興に大変貢献をしている。また、両校とも地域と連携をしながらさまざまな活動を地域の皆様とともにやっている地域になじんだ学校ということが言えると思います。こうしたことから、将来においても本市において産業教育が実施されることが活力あふれた魅力ある寒河江市づくりにはどうしても欠かせないと認識しているところであります。

県教育委員会においては、キャンパス制を導入した後に生徒が著しく減少して1学年1学級となり、さらに減少した場合には生徒の募集停止をする方針でいると理解をしております。近いうちにそういう状態になるとは考えにくいわけでありますけれども、魅力ある学校を創造していくことであれば生徒数の減少が懸念されるという心配もないと我々は思っておりますので、地域の皆さんや学校関係者の皆さんとともに寒河江市内の高校の魅力アップ、魅力向上、充実発展に向けてさらに取り組んで将来とも市内に普通科そして専門学科の高校が存在するようにしていかなければならないと今思っているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 ただいま、市長から1問に対しての答弁をいただきまして、基本的にはほぼ私が考えているようなことと共通しているなという感じを受けました。したがって、それほどくどくどと2問、3問で申しあげるつもりはございませんけれども、やはり何といても市長が一番心配されているのは、将来的に生徒数が極端に減ってきた場合、そのときにどうなるかというものが一番懸念されるわけなんです。

そういう中なんですけれども、どうも今回の案を見ますと、ちょっと表現はまずいかもわかりませんが、左沢高校を総合学科高校、寒河江高校を進学型単位制高校などといったように、いろんな余計なことをつけてと言っては大変失礼かも知れませんが、複雑にしているんですね。ましてや、谷地高校は進学型普通科高校、寒河江工業は地域密着型専門高校といったように我々が考えているいわゆる進学校、それから実業高校という単純な考え方を何か複雑にしている。左沢高校を総合学科高校ですか、ということはこれは意図的に寒高の果樹園芸科を編入するために、統合するためにわざとこういうふうな名称にしているのかとさえ感じられます。ただ、現段階で校名もそのまま残すということでありまして、現段階ではそれほど抵抗はないように見えますけれども、そういう部分が、これは私の勝手な考えなんですけれども、そういうところにマジックがか

ったものがあるのではないかなと思わざるを得ないんです。

そしてまた、市長もそのような考えのようでありますけれども、やはり実業高校というのはこれは農業も含めて、先ほど1問でも申しあげましたけれども、寒河江工業高校の1学級減らすのであれば、そこに果樹園芸科を編入して、地理的にも非常に寒河江工業高校と高松の現在の寒高の果樹園芸科というのは圃場の面から、管理から何からいっても非常に便利なことはあからさまなんです。それを左沢高校に軸足を置いて、そちらに寒河江の方から向こうの方に編入して管理は左沢高校ですというようところが、どうしても余り納得しづらいような気がしてならないわけでありす。

したがって、将来的にはとにかくこの寒河江に進学校と、名称を変えてでも工業高校でいいますと工業だけに限られるわけですから、これはやはり農業なども含めた中で産業高校あるいは実業高校といった名称にしても、寒河江市に残すべきだ。これは市長も全く同感のようですし、私の考えと共通しております。

これまでも果樹園芸科、いわゆる寒高の農業科の同窓会とかあるいはPTAあるいは寒河江工業高校の同窓会あるいはPTA等の会合なども持ちながら、さらには説明会も受けたという話も先ほどありましたけれども、今後は市も議会もそれぞれの学校の関係者、PTA、もちろん同窓会も含めて、もうちょっと大きな一つの連携を図る上でも、単独ではなくして期成同盟会のような一つの組織をつくって県の推移を見守りながらその都度都度具体的な内容を働きかけていった方がより効果的かなと私は考えております。市は市で、議会は議会で、寒高の農業科は農業科で、工業の同窓会は工業の同窓会でばらばらな行動をとるよりもほとんどの関係者が一体となった組織をつくって、もちろん市長が会長になってもらって、県の方にはその状況を推移を見ながら折々その時々に対応すべきではないかと考えますけれども、このことについての市長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新宮議員からは今後の取り組みについては大変示唆に富んだ御提案をいただいたと思ひます。

12月に私と議長、それから両方の同窓会の皆さん、県議もそうですけれども、県の方に要望したわけでありす。年が明けて県の方からも説明会などもされてきたわけでありすますが、今は特に受験シーズンでありすから、なかなかそういう活動というものも少し、それが済んでからと我々も思ひていすし、おっしゃるように個別個別でやることではなくて寒河江市全体の取り組み、全体の問題だ、市民全体の問題だということで、全市民を挙げてこの問題について取り組んでいくという体制をつくりながら、県の方とさまざま話し合いを進めていくということにさせていただきたいと思ひます。そういった意味で、今後同窓会並びに関係者の皆さんと話し合いを進めていきたいと考えております。同窓会の会長さんもこの中にもおっしゃるわけでありすけれども、そういったことで進めていきたいと思ひているところでありす。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 大変私の意図するところを酌んでいただいたようでありすけれども、本当に市長これ前向きに関係者が一体となった組織をつくってもやってほしいということを申しあげたんですが、それに前向きにもう一度確認のために申しあげますけれども、そういう方向に市長も進められると、

このように理解してよろしいのでしょうか。

- 高橋勝文議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 そういう方向で進めていきたいと考えております。
- 高橋勝文議長 新宮議員。
- 新宮征一議員 ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

- 高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午前11時05分といたします。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前11時05分

- 高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村寿太郎議員の質問

- 高橋勝文議長 通告番号3番、4番について、8番木村寿太郎議員。

〔8番 木村寿太郎議員 登壇〕

- 木村寿太郎議員 おはようございます。

私は新政クラブの一員として、またこの質問に関心をお持ちの市民を代表し、私の考えも含め通告してある課題について質問いたします。

通告番号3番、大学と地方行政との係わりについてをお伺いいたします。

今、全国的に見ましても地方の活力は疲弊し、行政の力だけではなかなか成果があらわれていないというのが現状であります。人が住んでみたいと思う町、にぎわいのある魅力的な町とはどんなところをいうのだろうか。自然が豊かで働くところがいっぱいあり、遊ぶところがあり、教育が充実し子育てがしやすく、すべてにおいてバランスのとれた地域などとよく言われます。

本市も、そのような魅力あるまちづくりを目指し5年後の姿を描いたのが新第5次振興計画であります。その基本構想の序章の中にもあるように、計画最終年である平成27年では人口が4万2,447人と推計されております。しかし、平成22年10月1日現在で行われた国勢調査による人口は4万2,334人となっており、5年後の推計よりも大きく人口減少が進んでおります。高齢化率も、ごく最近の平成23年1月31日現在で26.16%と、今後も人口の急激な減少と超高齢化社会が予想されます。また、世界経済のグローバル化や情報通信技術の飛躍的な発展・普及など大きな時代の転換期の中にあって、地方行政としても新たな時代に対応するための備えを築いていかなければならないと思います。そのためには、地方が個性を生かして競い合い、輝き合えるように地域のことは地域住民がみずからの責任で決定し、言葉として適切かはわかりませんが、内から発するいわゆる内発化が必要なのではないのでしょうか。今までのように、国のモデル事業や他地区の成功事例をまねするとかではなく、地域みずからが苦勞して政策をつくり出すということだと思っております。それには、ある程度の専門的な知識が不可欠であり、大学と地域の連携がなお一層のきずなが必要かと思っております。

今、山形県には、山形、鶴岡、酒田、米沢、天童のそれぞれの市に、山形大学、東北芸術工科大

学、東北公益文化大学、東北文教大学、県立保健医療大学、短期大学としては県立米沢女子短期大学、東北文教短期大学、羽陽学園短期大学、それに鶴岡工業高等専門学校があり、八つの大学、短期大学、10学部29学科が多様な教育・研究を展開し、1万4,000人余りの学生が通学しており、知の宝庫としてまた多数の若者が集う場として地域における重要な存在となっております。専門知識の供給先として、大学の役割が大きくなっていくのではないのでしょうか。

いろいろな情報源を見ると、大学と地域連携は近年急速に取り組む事例がふえております。市区町村との協定締結は年間300件を超えているということです。多くの大学、地域が知恵を出し全国的なエリアでの興味深い取り組みが行われております。

大学と地域連携は、大きく分けて二つのタイプに分けられるのではないのでしょうか。

1番目として、委員として審議会への参加や行政との共同調査研究の実施、市民講座への講師としての参加などの知的資源活用型でございます。

2番目としては、地域活性化のための学生によるイベント実施や提案作成などによる人的資源活用型。

全国的に見てもいろいろな連携事業があり、もちろん成功の事例や計画どおりにはいかなかった事業などもあるわけですが、山形県内では村山市の五十沢かやぶきの里景観活用整備事業を山形芸術工科大学と、そして鶴岡市では慶応大学との市民向けの一貫したテーマでの生涯学習講座である生命科学講座の継続実施や、最近では昨年12月に天童市と明治大学の連携協力に関する協定を締結しております。目的は官学連携を地域の農業・商工業・観光振興産業面で提供を図っていくほか、スポーツ部を招いての地域の競技力向上事業、文化部を招待しての講演なども行い、市民のよりハイレベルな生涯学習の場として定着を目指すことなどが上げられております。それには、大学発展のためにも行政が積極的に協力し、それが市民への活性化に結ぶことができるのではないのでしょうか。

平成16年以降、国立大学が法人化されたことにより、どのホームページを見ても行政とか民間との連携も簡単になったと言っております。大学が本来の役割である研究とか教育だけでなく、社会貢献の一つである地域貢献を重要課題と大学では位置づけており、その地域に貢献するというのが大学の存在価値も高めていくのであると思っているようであります。

本市においても、今まで大学との連携は何回か経験しているわけですが、どんな経過があり、その成果はどうであったのか。また大学側から連携提携の申し入れなどは今までなかったのか。そして、大学と行政の連携によりまちづくりを将来はどのようなビジョンをお持ちなのかをお伺いいたします。

続いて、通告番号4番、熊による被害と実態についてをお伺いいたします。

この質問に対しては、12月の定例会で同僚議員である杉沼議員も質問なさっているわけですが、重複しないようにお伺いしたいと思います。

昨年秋以降、全国で熊騒動が相次ぎ、連日テレビ・新聞をにぎわせたものであります。置賜地方では10月、長井市にあらわれた熊が男性3人を襲い重軽傷を負わせた後、中学校の校舎内に逃げ込み生徒が登校を見合わせたり、飯豊町では親子と見られる3頭が民家敷地内の杉の木に登り約5時間にわたって猟友会が取り囲む騒ぎになり、近くの小学校が臨時休校し避難を余儀なくされた報道などは記憶に新しいところであります。また、西川町では68歳の勇敢な女性が5分間熊とにらめっ

こをし、結局熊が退散し事なきを得たなどという話題もあります。白岩地区においても小学校のすぐ近くに2回も出沒し保護者つきの一斉登校・下校・巡回活動などもありました。

新聞報道によると一連の騒動からさまざまな課題が指摘されているわけですが、熊の生息頭数など生息調査のあいまいさや、いざというときの迅速な対応ができない実態があります。県内の生息頭数は約1,500頭と推測されております。この数字は県猟友会に委託し2005年から3年間に県内23ポイントで実施した調査をもとに算出してしております。その中で年間捕獲上限頭数はこの推定生息数をベースに環境省が示す自然増率約12%を考慮して決めており、今年度は県内は約218頭となっております。猟友会のお話によると県が示す生息頭数は短期間で算出したものであいまいである。生態をもっと詳しく調べる必要があり、その数字をもとに捕獲数を決めてしまうことに疑問を感じ、毎年一定数を捕獲できるわけではないですし、柔軟な対応が必要であると話しており、さらに奥山と里山に生息する熊は性質が異なり、里山で生活する熊は人間の怖さを知っております。今回の騒動になっている熊は人の入らない奥の山の熊がえさを求めて下がってきた可能性があり、生態についてももっと検証する必要があるとおっしゃっていました。そして、以前は熊狩りに出かけたり犬を飼うなどして熊に一定の圧力をかけていましたが、今は遠くからねらえるライフル狩りがふえ、熊への圧力が小さくなったり、人間の生活様式の変化により熊が人間を恐れなくなっており、えさ不足になれば逆にどんどん人の住む場所へ入ってくるということです。

県全体での資料などを見ると今年度の目撃情報件数は287件を数え、昨年1年間の64件の4.5倍に達し捕獲許可申請件数も334件、捕獲頭数も233頭を数え、そのうち13頭は生きたままの放獣だそうです。捕獲頭数は平成16年の254頭、平成18年692頭から比較すれば少ないわけですが、保護の観点から捕獲に一定の制限があるのは当然だと思いますし、何よりも地域住民が安心できる生活が保障されなければならないのも事実だと思います

それではここで市長にお伺いいたします。本市における熊の生態分布や頭数は調査したことがあるのか。また今年度の目撃情報件数、捕獲申請件数、捕獲頭数、例年と比べると熊の行動範囲とかがどう対応したのかをお聞きし、第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 木村議員からは大学と地方行政、特に市とのかかわりについて、そして熊による被害とその対策について、2点御質問いただきましたので、順次お答え申しあげたいと思います。

官学連携、ひいては産学官連携の必要性あるいはこの推進につきましては、新商品の開発や新事業創出に取り組むに当たって新しい発想や技術的なことに関して適切なアドバイスが期待ができる、あるいは専門的な知識や設備を必要としている開発や試験への取り組みが可能となるというメリットがあるわけであります。また、専門分野における研究者との人脈の構築ができるようになるということで研究能力などの向上や人材育成にもつながるものと認識しているところであります。

本市におきましては、これまでも振興審議会委員や教育事務評価員として山形大学から参加をいただいております。また、平成23年度においても景観計画にかかわる審議会委員として東北芸術工科大学から参加をいただく予定にしているところであります。そして、市民講座などの講師としても慈恩寺シンポジウムには東北大学、山形大学、群馬県立女子大学から、また高瀬山古墳シンポジウムには奈良大学、東北芸術工科大学から参加をいただいております。また、寒河江環境講座には

法政大学から参加をいただいているところであり、そのほかにも数多くの講座にさまざまな大学から先生の参加をいただいているところでもあります。

また、農業関係では葉山村塾や都市と農山村交流促進事業として御案内のとおり早稲田大学、拓殖大学等と交流を深めているところでもあります。また、工業関係におきましては産学官連携技術交流会、技術振興協会主催の各種技術講座を山形大学、特に工学部の先生でありますけれども、中心に開催していただいて参加をいただいているところでもあります。さらに、商業関係でも駅前商店街において東北芸工大とまちづくりワークショップなども行わせていただいております。そのほか、今年度に東北芸術工科大学と慈恩寺華蔵院絵画について共同調査を行ったり、竹田家政専門学校や山形デザイン専門学校の学生さんから花咲かフェア花壇やポスター制作に参加をしていただいている状況であります。

大学との連携にかかわる経過につきましては、今御説明申しあげましたように連携の内容が非常に多岐にわたっておりますので、本市、市の方から申し入れる場合もありますし、またいろんなルート、独自のルートで連携に至ったものなどさまざまでございます。そしてその成果も、調査や作品の制作のように短期間であられるものから長期間をかけて育成すべきものまで多様であります。いずれにしても、連携による専門知識があつてこそ導き出され、また先入観のない新鮮な感覚で寒河江をとらえていただいて、新しい発想で考えを提案していただいているものと理解しているところでもあります。

寒河江市とこれまで、先ほど申しあげましたとおり関係が深い山形大学におきましては、地域の大学はその地域の巨大な知的集団であり社会貢献、地域貢献が非常に大事である、産学連携、文化活動、地域の活性化などに大学が積極的にかかわり参加していくことが必要不可欠であると認識していただいておりますし、その他の各大学においても地域と積極的に連携を深めることを社会貢献の一環として進めていただいていると理解しております。今日、大学と自治体が連携を深めていきやすい、そういう環境になっていると認識しております。

寒河江市におきましては、これまでは大学側からの連携提携の申し入れ、さらには大学との相互協力協定に発展するような例はまだございませんけれども、今後は技術改良、新商品開発や新事業創出といった産業面での連携や、平成23年度から実施することにしております地域づくり推進のためのアドバイザーとしての参画など、対象となるテーマごとに効果的な連携方法を模索しながら官学連携による寒河江市のさらなる活性化を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

次に、熊による被害とその実態についてお答え申し上げたいと思います。

先ほど、木村議員からもお話がありました今年度は全国的に熊の出没が多数確認されております。各地で農作物の食害、人的被害が相次いで起こったわけでありまして、寒河江市におきましても同様でありまして、例年ですと目撃や通報は数件ということでありましたが、それも幸生、田代、谷沢などの山間部に限定されていたわけでありまして、今年度は目撃情報は44件寄せられておりました。山間部はもとより上野、楯、慈恩寺、箕輪地区などにも出没の情報が寄せられたところでもあります。そして、11月下旬には畑地区において天童市の男性が熊に襲われ、大けがを負うという人的被害もあったわけでありまして。

そういった中で、本市におきます県知事に対する捕獲許可申請件数は7件8頭でございましたが、捕獲頭数は6頭ということでございます。これまでの市の対応ということではありますが、8月30日

と10月13日に市、それから猟友会、JAさがえ西村山、そして出沒があった幸生区、田代区の皆さんに集まっていたきまして有害鳥獣捕獲対策会議を開催しております。捕獲申請など今後の対策を話し合うとともに、猟友会に対し熊捕獲のための財政支援の追加決定を行ったところであります。そして、8月24日から12月10日までの間、地区を巡回をいたしまして熊出沒注意の街広報を行ったところであります。また、住民の方から通報があるたびに警察や近辺の学校、町内会など関係機関に連絡を行い、出沒箇所には注意を喚起する看板を設置したところであります。さらに、醍醐、谷沢、清助新田、田代、幸生、楯、留場、上野の各地区にチラシの回覧を手配をいたしまして、また市の広報には6月、9月、10月、11月に掲載をしたところでございます。目撃情報が連日のようにあった10月にはチラシの市内全戸回覧を行ったところでございます。特に、白岩小学校の近くに出沒した際、さらには、先ほど申しましたが、畑地区で人的被害があった際には担当職員が猟友会の皆さんとともに現場に急行いたしました。周辺の探索を行うなど、被害の未然防止あるいは拡大防止に努めているところであります。

熊の生息分布や生息数の調査はどうかという御質問がございましたが、県が全県的に調査を行っているわけでありまして、市といたしましては独自の調査を行っておりませんが、目撃情報があった際には地元の皆さんや猟友会の皆さんと迅速な連絡をとりながら、その状況把握や実態把握に鋭意努めてきたところであります。以上であります。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 第1問に対して御答弁ありがとうございました。

大学と地方行政のかかわりについてでございますけれども、本市においても12年前から早稲田大学とのかかわりというのは本当に強くなっております。私も同じ白岩地区でございますから、何回いろいろな形で出席させていただきました。そして最初のきっかけというのが、田代の区長さんともいろいろお話ししたんですけれども、高島地区出身の大塚勝夫先生という早稲田大学商学部の教授の方がおりまして、自分の出身地である高島地区に屋代村塾というのをつくって大変好評だったようなんですね。それで、田代地区の区長さんも何回か御招待いただいて行っている仲だったんですが、1998年突然がんで亡くなりまして、その後引き継いでくれと言われて早稲田大学経済学部教授の堀口健治教授という方がおりまして、その方と交代いたしました。それから何年間か続いております。そして2年前に堀口教授が早稲田大学副学長になったわけです。そしてそれから、その前からですけども、最近4年間ぐらいは東京にも何回かお邪魔して早稲田大学祭のホームカミングデーとかいう大学祭にも招待いただいて、何回か、私どもの市役所の方も地域担当の方も参加して大変好評だったようでございます。そんな形で、毎年やっている田代葉山村塾には毎年20名ぐらいいらっしやいます。私も何回か、夜座談会には入れてもらいました。そして話してみると、何でこんなに若い人がこんなに農業に情熱を持っているんだろうかと感心する面が多々ありました。その中に、1人の方が私と親しくなりまして、東京大学の何か、教授の前の講師ですか、その大学の講師をやっている方、時々メールをもらうんですけれども、余りにもちょっと高等でハイレベルでちょっとわからないところがいっぱいあるんですけれども、そんな意味では私もいろいろなかかわりを持っていてよかったかなと今思っているところです。

そんな意味も含めまして、一昨年、平成20年8月に先ほど市長からもありましたけれども、農ハウ in 寒河江ということで、田代に250名の皆さんが集まって研修セミナーが行われたわけです。田

代地区にその当時250名も集まるということまずないな、なんて区長さんも大変喜んでいたんですけども、その中にも先ほども説明ありましたように明治大学、拓殖大学、東北学院大学、各農業関係の方に大変御協力いただきました。そしてそれは今もなお続いているわけです、葉山村塾は。そういう意味においては田代の区長さんも話していたんですが、堀口ゼミから始まったんですけども、堀口副学長さんは大変謙虚な方です、私も何回かお話ししましたけれども。そして、副学長になったということで田代の区長さんとは本当に親しく交際しているようでございますので、なお一層また今後も続けたいというような腹でいるようです。そして、こういう形で進むのであれば、先ほど来、出ているような大学との連携というのも副学長さんを通して、農業だけではなくて、夏とかだけでなく秋とか春もぜひ継続したいということも御返事をいただいているそうです。そういう意味では、私が今申しあげたようなことに対する絶好の機会ではないかと思えますし、早稲田大学にこだわるわけではございませんけれども、ぜひ市長も上京の折とかそういうときにぜひ寄っていただいて、農業だけではなくて文化面、スポーツ面でもいろいろな交流ができると思います。

私らも小さいころやはり運動をやっていたわけですけども、その中でよく白岩地区に、あのころ体育館も余りなかったのかわかりませんが、明治大学バスケットボール部が何年か来ました。3年くらい来ましたね。それでいろんな地区でいろんな交流を深めたわけですけども、今は途絶えているようですけれども、そういう意味で本市も、今度来年度からは県の東京事務所に派遣するという機会も聞いておりますし、それをきっかけにしてぜひ官学連携を強めていただきたいなと思っております。

早稲田大学の副学長さんと区長さんの話は何回も申しあげますけれども、ぜひそうして続けてもらったらいいんじゃないかという話をいただいております。その辺について市長のお考えあればお願いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 都市と農山村の交流の促進ということでは、今お話がありました田代地区においては葉山村塾、早稲田大学その他の大学も含めてですけども。一方、幸生では拓殖大学と交流を行っているとなっておりますし、そのほかにも農業関係では、先ほど申しあげましたが、東京農業大学なども交流を行っているということでもあります。

現在はおっしゃるとおり、各大学とその地域が独自に交流を行って、進めながら、市の方としてはそれを支援しているという形になっているわけであります。木村議員からはぜひそういうことについて市も積極的に大学とかかわって、地域の活性化に資すべきではないかという御指摘かと思えます。そういう意味で、葉山村塾の方の方からは堀口副学長さんに関して、田代だけでなく寒河江市全体の活性化に何かお役に立てることがあればと、やぶさかではないというお話も伺っているところでありますので、ぜひ機会があればお会いをしながら今後の市の活性化、市と大学との連携などについて幅広く御意見をお伺いし御教示を受けたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 ありがとうございます。

それでは、堀口副学長とも何回か話をする機会があったわけですけども、その中でもやはり大学の経費が少子化によって大分削られているという話もありました。やはり、お願いする側だけではなくて大学側も当然負担すべきではないかという御意見もありました。ということは、大学と市

民と交流してもらおう場としては対等につき合うべきじゃないかと、そういう意見がありました。なかなかいいなと思って私、聞いたんですけども、やはり大学側に一方的に知識を享受しているのではないのだということと、大学でも地域から十分学んでいるんだという感覚を持って、そういう謙虚な姿勢が一番大事なんだということ、話を聞いて私ちょっとびっくりしたんですけども、やはりそういう意味からしないと、対等にしないと長く続かないんじゃないかということもおっしゃっていました。それは全くだなという感じがしましたし、やはり今申しあげたように、地域から大学側として当然いろんなことを学ばせてもらっているんだという姿勢を十分大事にしたらいんじゃないかということをおっしゃっていました。それは大変ありがたく感じたところでございます。

そしてやはり、官学連携するというのは当然地域でも考えているように、行政でも考えているとおり、地域づくり、それではやはり人材の育成というのが一番大事だと思うんです。そういう意味からいっても、今年度市政の上の要旨にも書いてありますけれども、行政を担うのはやはり人であるとうたってあります。まちづくりには、やはり人材の育成がないと成り立たないと思います。全国的に見てもやはり今一番分野として多いのは生涯学習や観光関係、それに対する支援が随分要望があるそうです。そういう意味では、私どもとしても先ほど来話が出ているように、慈恩寺に関しては東北大とかいろんなところから知的事業を受けていると思いますけれども、ぜひ観光とか生涯学習の場に生かしてもらったらいんじゃないかという感じしております。それに対して市長の御意見あればお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま、おっしゃるとおり行政だけでなくまちづくりにおいても人づくり、まちづくりは人づくりであるということでもありますから、そういった意味の人材をどう育成していくか、それを市民の方だけでなく外からも応援していただくような人材を育成していくという観点からも、こういう交流というものを進めていく必要があると思いますし、今観光、生涯学習というお話もありましたのであえて申しあげますけれども、大学の学生さんは授業とかゼミの中の一環としていらっしゃる間交流を進めるということでもあります。我々としては大学を卒業した後も再び家族連れで来ていただくとか、友達とさらに来ていただくとか、そして寒河江の地域の中にいろんな貢献をしていただくとか、そういうことにつなげていくようないろんな取り組みというものをやって、生涯にわたって寒河江を愛していただけるような取り組みというものがこれから必要なのではないかと思いますので、そういったことも考えながら今後の各大学との交流を一層強めていきたいと思っていますところでもあります。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 大変前向きな返答をいただきましたので、ぜひ推進協議会なんかも立ち上げていただいて前向きに考えていただきたいと思います。

それでは次に、熊による被害と実態についてのことをちょっとお伺いしますけれども、私ども白岩地区になるわけですが、幸生地区は昨年秋には1人で巨峰をやっていた方がもう甚大な被害を受けているんですね。この前も話す機会があったんですけども、巨峰が大体壊滅状態に近くなった。年間にすると300万円ぐらいは被害があるんじゃないかなということをおっしゃっていました。そして主にやはり幸生、田代も含めてなんですけれども、今回、先ほど市長からも話があったように慈恩寺とか上野、宮内、その辺も十分被害があったわけですが、主にリンゴとかブ

ルーンとかブドウ、そういうものが多いわけですがけれども、昨年本市においてはどのぐらい農産物だけではなくてもいいんですけれども、どのぐらいあったのかまずお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 熊による農作物被害の状況でありますけれども、平成22年12月現在で被害面積が213アール、被害額として790万円となっております。主な被害地域といたしましては、先ほど一部申しあげましたが、幸生、田代、白岩、慈恩寺など葉山山系の中山間地域のほか、寒河江川を隔てた谷沢地区にも出沒しております。被害地域は広範にわたっているという状況であります。

被害の箇所については、やはり果樹園地が多いわけでありまして。さくらんぼ、リンゴ、ブドウを初めとする果樹のほかにミツバチ養蜂箱などにも被害が出ているところであります。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 ありがとうございます。熊の被害だけでなく、やはり一番肝心なことは補助金の問題だと思うんですね。先日猟友会の方と話がありまして、例えば今電気さくなんかつけていないと共済も出ないんですね。ハチの箱なんか見てみると。そうすると電気さくだと今国からだけは今補助が出ているようですけれども、まだ行政単位では出ていないということでありましたけれども、やはり県とタイアップしながらそういうハチみつとか、そういうものに対する補助金制度がないのかということ。あと望むことは、集落単位に対策協議会というものを組織したいということをおっしゃっていました。という、被害防止計画などを提出してもらったり、監視や見回り、伐採などへの寄附とかそういうものができないかということが大分ありました。もう一つは、例えば幸生地区、田代地区でもそうなんですけれども、わなをかけることによって1回1万5,000円ずつ払わなくちゃならないんです。それはほとんど町会から出ているということで、町会の負担が余りにも大きいと。そういうものを少し補助金として出してもらえないかということはありません。今回はやはり見てみると、10万円単位のものも、もちろんJAさんとも協力しながらですけれども、調べてみると30万円ぐらいは出ているんですね。やはりどこまで出していいか、出すとどこまでも出さなくちゃいけないという問題もあるでしょうけれども、やはり地域として困っているのは人家に近づくということが一番安全性、安全・安心という面では一番大変だと思うんですよ。その辺も含めて、JAとももちろん協力してもらっていいんですけれども、もっと県ともタイアップして何か補助金がないのか、その制度をどのようにお考えなのかまずちょっとお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 熊の被害に対するさまざまな財政的な支援についてはどうかということでもありますけれども、まず猟友会に対する支援についてお答え申し上げたいと思いますけれども、有害鳥獣捕獲業務を当初年間10万円ということで委託をしているわけではありますが、今年度、今回は熊による被害が頻繁になったということもあって、市とJAで15万円ずつ追加を行って総額40万円に増額をして活動の支援を行ったところであります。

また、お話にありました猟友会に対する地区の捕獲申請料についてでありますけれども、1回目の申請料は地区で1万5,000円御負担いただきましたが、2回目は市とJAで負担をして地区の負担軽減を図ったということでもあります。

今後でありますけれども、今後も熊をそんなに頻繁に出ていただくことはいかなるものかと思いますが、今後も今回の例を十分参考にしながらできるだけ地域の、地元の負担というものに配慮し

ながら円滑な被害防止に図られるように努めていきたいと思ひます。

それから、被害防止に効果があるような対策に対する支援はないのかという御質問でありますけれども、市としては電気牧さくの設置を紹介しているわけでありす。来年度県におきまして、実施を予定している電気牧さく設置に係る補助事業というものを活用できるように県の方に要望申請書を提出している状況でありますので、申し添えたいと思ひます。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 先ほどちょっと触れたんですけれども、猟友会の高齢化ということで、熊となかなか向き合つて勝負するということまでできないかもしれないんですけれども、する人数が大変少なくなつていふと。それでやはり、先ほど申しあげましたけれども、ライフルで撃つ技術のある者がなかなか少なくなつていふという話もありました。そして、やはり当然わなはこういう四角の箱とか、そういう形になってくるわけなんですけれども、ただお話聞いてみると、そこにはやはりハチみつを使うものですから、どうしてもよその地域からでも匂いかいで集まってくる、そういう傾向があるということで、そのわなをつくるのもなかなか、極力控えなくてはならないのかなということも言つておりました。やはり、県の話なんか聞いてみても熊との共存共栄ということを盛んに言ひますけれども、なかなか現場に立つてみるとそういかないのが現状だと思ひます。そんな意味からいって捕獲から放獣へ、排除から共存へという考えがだんだん出てくるかと思ひますけれども、熊の生態というのもなかなかつかみにくいんじゃないかなという感じはしますよね。その辺もいろいろ今後本市としても考えなくてはならんでしようけれども、今後の熊との共存共栄に関して何かありましたらお伺ひして、なかったら結構ですけれども、私の質問を終わらせていただきます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 熊が近年頻繁に出没するようになったというのは、先ほど議員御指摘もありましたが、地球温暖化による食糧、ブナやドングリなどの不作あるいはハンター人口、おっしゃるように、ハンター人口の減少あるいは過疎化とか農業人口の減少などいろいろ指摘されているわけでありす。県の方では、山形県ツキノワグマ保護管理計画というものを定めているわけでありす。その中では、ツキノワグマは豊かな自然環境の指標となる種であるということでありまして、国内はもとより世界的にも稀少となつていふ野生動物だということをやっているわけでありす。安定的な生存を図つていかなければならぬとうたっているわけでありすが、その一方で農作物を荒らしたり人が襲われたりという被害が相次いでいふことも事実でありすので、適切な捕獲というものもやはり必要であろうと思ひているところでありす。その管理計画によって、県の方では捕獲数の上限というものを検討委員会の意見を聞きながら年度ごとに定めているわけでありす。捕獲頭数などについては、県の計画に基づいた対応というのが基本にならざるを得ないと、基本であろうと思ひます。

御指摘のように、熊の生息調査あるいは保護と駆除のルールあるいは熊と人間とのエリアを分ける根本的な対策などについては、やはり寒河江市だけの問題ではなくてより広範囲な広域的な課題だろうと思ひます。先般も、市長会の方でツキノワグマの移動放獣について国有林内の移動放獣場所を選定していただくよう国との調整を図つていくべきだということについて複数の市長から声が出まして、そういう要望を県あるいは国の方に出していくということにしておひます。今後この課題については、県さらには猟友会、関係者の皆さんと十分協議を進めながら共存共栄の道を

探っていかなければならないと考えているところであります。

○高橋勝文議長 この際暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時00分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石山 忠議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号5番、6番について3番石山 忠議員。

〔3番 石山 忠議員 登壇〕

○石山 忠議員 このたび、寒河江市を取り巻く状況が計画策定時の想定を超えて変化していることから、新たな時代に対応したまちづくりの方向性を示すため第5次振興計画を見直し、これからの本市の基本的な方向性を示す平成27年度を目標年度とする新第5次寒河江市振興計画が示されました。「夢集い 人・緑輝く さくらんぼの都市 寒河江」を新たな都市像として、その実現に向け特に推進する施策、重点プロジェクトを設定するとともに、数値目標を含む具体的目標を掲げ市民主体のまちづくりに取り組むとしております。

そこで、通告に従って、以下二つの項目について市民の皆様から寄せられた意見とともに御提案も含めて質問し、市長並びに教育委員長の御所見をお伺いいたします。

通告番号5番、地域特性を生かした農業振興について。農地流動化、農用地利用集積等により耕作放棄地や遊休農地の再利用を推進し農地の効率かつ合理的な利用促進を図ることにより、畑作物の生産増大を図り新たなブランド化を進めることについてお伺いいたします。

基本構想において、地域を元気にする産業の創造の地域特性を生かした農業振興として、生産体制の整備とブランド化の推進、農業経営の安定と多様な担い手の確保、耕作放棄地の解消と中山間地域の活性化、地産地消と食育・6次産業化の推進を掲げ、基本計画において数値目標と主な事業が示されています。これを受けて平成23年度の市政運営の要旨において、「本市の農業は経営安定に向け園芸作物の施設化と観光農業の振興を先進的に推進してきたが、より競争力の強い農業基盤の確立が必要であり、農産物ブランド化推進事業の充実、耕作放棄地再生利用対策事業を活用し、耕作放棄地の利活用を図るなどその解消に努める。」としています。

そこで、その具現策である平成23年度から平成25年度までの実施計画に耕作放棄地を活用した新作物耕作への支援事業として、創意工夫プロジェクト支援事業が新規事業として示されましたが、まずその事業の内容についてお伺いいたします。

通告番号6番、ファミリースキー場の設置について。

子育て支援の立場から、ランドマークの長岡山やふるさと総合公園の高瀬山にファミリースキー場を設置することについて、教育委員長にお伺いいたします。

新第5次振興計画の七つのプロジェクトの中に、「さがえっ子すくすくプロジェクト」として寒河江の未来を明るいものにするためには寒河江の未来を担う子供たちの健やかな成長をはぐくむことは最も重要な課題の一つです。本市では、これまで以上に子供たちの健やかに成長できる環境を

整備していくこととして、子育て環境充実のため地域の身近な公園の再整備を上げ、さらに長岡山市民の憩いの花咲か山プロジェクトとして市街地中央にある寒河江のランドマークでありその一帯が自然豊かな寒河江公園です。四季を通じて楽しめる公園として、市内外から愛される公園として整備するとして、市民の意見を十分に取入れた長岡山の総合的な整備計画の策定をするとしています。市政運営の要旨においても、「くつろぎのある都市空間づくり」として寒河江公園の整備や子育て環境に配慮した既存公園の再整備については、利用者の多様なニーズにこたえとともに、利用しやすい公園にするためにワークショップを開催し、市民参加による協働の公園整備を推進すると述べています。子供をはぐくむ環境づくりについて多くの市民が安心して集える施設、環境を望んでおり、市民アンケートなどにもその願いが多くあらわれていると思います。

そこで、公園などの整備に当たって特に冬期間における子供たちの心身の健康づくりのためにファミリースキー場の設置についてお伺いいたします。

平成6年度の寒河江市市制施行40周年記念事業の一環として、つつじ公園の拡張により子供たちが手軽に利用しスキーを楽しむ多くの若者たちが巣立った長岡山のスキー場はやむなく廃止されました。スキークラブの皆さんが市街地に近接するファミリースキー場として、市の理解を得ながら運営を行い多くの市民の理解を得て利用され、子供たちが安心して楽しめる施設として提供されるとともに、クラブ員も指導員資格を取得するなどの実績もあり、代替のスキー場について市も要望を受け長岡山の公園に適地を検討しましたが、地権者との協力が得られず断念した経過があります。

平成13年12月定例会の一般質問に、スキークラブの役員と担当課が長岡山以外の場所について調査を行い検討を重ねてまいりました。スキー場の立地条件を考えた場合、まず気象条件としての雪の質、積雪量、スキー可能な期間の問題、地形条件として滑走距離、斜度、滑走方位、交通の利便性、駐車場の確保、関連施設確保の諸問題、オフシーズンの土地の利活用、そして自然保護の問題等、整備するにはクリアしなければならないことがたくさんあり、今後とも十分慎重に調査研究を進めていかなければならないと答えているところです。今後とも、市内一円を対象に継続して検討していきたいと思っておりますと答弁されています。

ごめんなさい、先ほどですが、十分慎重に調査研究を進めていかなければならないと考えているところです。今後とも市内一円を対象に継続して検討していきたいと思っておりますと答弁されています。

本年1月12日が、1911年明治44年オーストリアのレルヒ少佐が新潟県の高田町、現在の上越市に日本で初めてスキーを伝えてから100周年になります。生涯スポーツであるスキーを通して子供たちの健全な成長を支え、ファミリーのきずなを深め子育て支援の一環とするために、長岡山や高瀬山にファミリースキー場を設置することについて教育委員長の御所見をお伺いし、第1問の総括質問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 石山議員からは、私の方に地域特性を生かした農業振興について御質問がございましたので、お答えを申しあげたいと思います。

耕作放棄地を活用いたしました創意工夫プロジェクト支援事業についてでありますけれども、県の方が農林水産業元気再生戦略というものの実現を図るために創設をした新たな補助事業であります。農林水産業を基点とする産出額の拡大の加速化を目指して、現場の創意工夫に富むプロジェク

トに対しましてオーダーメイド型の支援事業を展開していこうと、こういうことであります。

御案内のとおり、耕作放棄地の解消をいかにしていくかというのは、大変大きな課題になっているわけであります。寒河江市の耕作放棄地の現状について申し上げますと、平成21年度末では66ヘクタールということでした。平成22年度末では71ヘクタールということで見込まれております。近年増加傾向にあるということですのでございます。特に問題になっておりますのは、集約性や効率性のよくない耕作不便な中山間地域での増加が顕著であるということであります。こうした地域への対策というものが大変重要になってきていると認識しているところであります。

そうした状況を踏まえて、このたび策定いたしました新第5次振興計画については毎年3ヘクタールずつ、5年間で15ヘクタールの耕作放棄地を何とか解消していこうという目標を定めたところでございます。御案内の、このほど採択をされました平成23年度の市の方での名称であります、「ニンニクで元気モリモリ」農村活性化プロジェクトと呼んでおりますが、中山間の耕作放棄地を中心に利用して耕作面積をふやして、また農業法人化を目指しながら5年後には10ヘクタールのニンニクを栽培する。さらには、黒ニンニクを主体としたニンニク加工品なども生産していくということであります。6次産業化を目指し、地域の雇用の創出を図っていこうということですのでございます。事業者の方も大変意欲的に取り組んでいかれるということでありまして、市といたしましても県の西村山農業技術普及課さらにはJAなどの関係団体と緊密に連携を図りながら積極的に支援を行い、事業の推進とさらには耕作放棄地の解消に向けて努力してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

○渡邊満夫教育委員長 石山議員から、ファミリースキー場の設置について長岡山あるいは高瀬山にこのファミリースキー場を設置することについての御質問をちょうだいいたしました。お答えいたします。

この問題につきましては長岡山のスキー場が廃止されて以来、本議会の一般質問等で何回か取り上げられ、さまざまな議論がなされてきた経緯がございます。御指摘のように平成13年12月議会では、言及されておりますように長岡山への設置について断念した経過や立地条件など、いろいろとクリアすべき課題が多くあることを示しながらも、今後とも十分慎重に調査研究を進めていかなければならないという旨答弁をいたしましたところであります。

子供たちの健やかな成長をはぐくむ、そのための環境を整備することは私たちの務めであり、このたびの新第5次振興計画においても最も重要な課題としておるところであります。また、今は家庭において親子の触れ合いの時間が少なくなっているという指摘が多くあります。冬期間は、外で遊ぶことよりもどうしても自宅にこもりがちになります。身近に議員御提案のようなファミリースキー場という施設、場所がありますれば、晴れた日にあるいは晴れ間を縫ってスキーやそりなどを持ってちょっと出かけてみようという気持ちにもなりまして、家族のきずな、親子のコミュニケーションを深めることにつながっていくのではないかと思います。

一方では、スキー場の設置ともなればこれまでいろいろ議論されていますようにその設置目的、規模、内容により程度の差は当然にあるわけですのでございますけれども、気象条件、地形条件、交通の

利便性、自然・環境保護といった課題、そして何よりも安全管理などへの対策が求められることとなります。

お尋ねの高瀬山や長岡山についてでございますが、初めにふるさと総合公園の高瀬山につきましては、スペースの確保など基本的な問題に加え、県が管理する公園であることから手続上の課題等も多いのではないかと思います。長岡山につきましてでございますが、公園内に手軽に利用できる親子の遊び場的な雰囲気のファミリースキー場として位置づけられる適地が見出せるかどうか、あるのかどうか。さらにはこのたびの第5次振興計画において重点プロジェクトとして位置づけられました長岡山市民憩いの花咲か山プロジェクトの中で、具体的にはこれから策定されることとなります総合的な整備計画の中で、他の企画やら施設等とこのスキー場が整合性を持って位置づけられるかという問題があるかと思えます。

教育委員会という立場上、十分なお答えができないわけですが、私どもとしては今後とも市の関係部局と十分に協議しながら研究を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○高橋勝文議長 石山議員。

○石山 忠議長 それでは、第1問の御回答を受けましてさらに内容を進めてまいりたいと思えます。

創意工夫プロジェクト支援事業を受けて、「ニンニクで元気モリモリ」農村活性化プロジェクト」ということで将来を見据えた農業振興の事業を進めておられるということは理解できました。さらに、これを受けまして、仮称ですが、土地利用型畑作経営モデル事業と申しますか、土地利用型畑作経営の確立について、県・国及び市による支援の取り組みを進めてはいかがかということで内容をちょっと申しあげてみたいと思えます。

この事業の考え方は、農地流動化、農用地利用集積等により水田の畑地化、耕作放棄地の再利用を推進し、農地の合理的な利用推進を図ることにより、畑作物の生産増大を図ろうとするもので、認定農業者等の2人以上の集団や転作実施者、農業生産法人などを対象にしてジャガイモや白菜、青菜、キャベツ、ニンジンなどを生産しようとするものです。耕地面積は収益性を考慮し1団地2ヘクタール以上、1集団5ヘクタール以上が望ましいとされておりまして、収益性についてジャガイモで想定した場合、10アール当たり3トンの収穫量を見込み2トンから2.5トンを販売し、キロ単価を100円前後として10アール当たり20万円ないし30万円の収益が見込まれるという数字が出ております。米と比較した場合には有利なのかなと思えます。特に、ジャガイモは3月の九州産から始まり、北上して7月の北関東までが出てまいります。8月末には北海道産が出てくるまで7月末収穫時期を迎える当地域にとって条件がよく、新たなブランドとして育てる条件もあると思えますけれども、その辺についてお考えがあればいただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいまは、土地利用型の畑作経営ということで一つの御提案があったわけですが、先ほども申しあげましたけれども、耕作放棄地、特に中山間でその放棄地が増加しているということは大変我々として懸念している、その解消に向けて努力をしていかなければならないと考えているところでありまして、その一つの方向性、一つのアイデアとして石山議員から御提案をいただいたと思っております。そこで一番肝心なのはそういう意欲ある事業者をどういうふうにして掘り起こしていくのかということが、やはり大きな課題かなと思ってい

るところであります。市の方としては、県の方の西村山の農業技術普及課の皆さんやJAなどとも、それから寒河江市の農業士会とも相談をしているわけでありまして、その中から新規就農者支援育成協議会というものを立ち上げさせていただいて今、新規就農者の皆さんへの支援というものに取り組んでいるところでもあります。平成23年4月からは、ニンニクやジャガイモなどの栽培を中心とした新たな取り組む事業者の方も出てきている状況にありますので、就農計画を策定させていただいて、認定を受けてこれから取り組んでいこうという状況になってきているところでもあります。県でせっかくなつくっていただいた創意工夫プロジェクト支援事業というものを、今後も大いに我々としても活用して耕作放棄地の解消のみならず、地域に合った畑作物、土地利用型の畑作物の振興というものを進めながら意欲ある農業者の育成というものに努めていきたいと考えているところでもあります。

○高橋勝文議長 石山議員。

○石山 忠議員 特に、耕作放棄地については中山間地についての解消が急務であるというお話がありましたので、これを受けて地域農業振興モデル事業と申しますか、特に幸生、田代を想定した畑作物生産増大策への支援についてお伺いをしたいと思います

この事業の考え方は、耕作放棄地の再利用、特に幸生、田代地区において実施に当たり地区内の住民及び高齢者やリタイアなされた方の雇用も想定をしましてピーマン、シシトウ、ニラなどを生産し、10アール当たり100万円の売り上げを目指すものであります。これも1団地1ヘクタール以上、1経営体2ヘクタール以上の連反した耕地を想定していますが、なかなか大変なことは承知しています。その条件をクリアしながら、ぜひこの事業に取り組み御支援を検討いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 田代、幸生の中山間地域の農業振興ということについて貴重な御提案をいただき、我々としても鋭意検討を進めていかなければならないと考えているわけでありまして、現実的に田代、幸生地域におきましては現在中山間地域等直接支払交付金制度というものによって地域ぐるみで耕作地の保全というものに努めていただいているわけであります。

また、御案内のとおり市の職員の地域担当制というものを設けている中で、農業も含めた地域の活性化、振興策というものを地域の皆さんと一緒に鋭意検討して事業も推進をしていただいているということでもあります。

実際、現在農業関係で取り組んでいただいている生産物ということになりますと、根曲り竹を中心とした山菜でありますとか、啓翁桜さらにはキノコ、それから栗のぼろたんというものを転作も含めた畑作振興ということで取り組んでいただいております。地域の特性というものを生かしながら、特産品というものの振興に鋭意努力をしていただいているところでもあります。御提案いただきましたモデル事業については、1団地が1ヘクタール以上、さらには1経営体2ヘクタール以上という連反した耕地を想定しているということでもあります。田代、幸生においてはなかなかそういう地域、想定しにくいところではありますが、今後いろんな面で貴重な御提案でありますので、さらに我々としても検討を進めながら適地適作としての作物の選定も含めて、さらに中山間地域の振興に努めていきたいと思っております。先ほどの御提案なども十分踏まえながら、今後の振興を図っていききたいと考えております。

○高橋勝文議長 石山議員。

○石山 忠議員 いずれの事業におきましても農地の集積、連反が課題となります。また、地域においては耕作放棄地が狭過ぎる、あるいは農道が確保されていない、販売先の確保などあるいは参加者の費用負担、さまざまな問題があるとは存じております。

寒河江型農業として、さくらんぼにこだわる農業を多くの生産者の努力と協力により推進し、寒河江のブランドを確立してきましたけれども、野菜に関する意識が大きくなっている現在、寒河江でもこんなものができるという新たなブランドづくりのためにも、県あるいは国さらにJA、農業会議など関係団体の連携のもと諸課題を解決・克服してぜひ取り組まれることを望みたいと思いません。

次に、ファミリースキー場の設置についてでございますけれども、私のこのたびの質問は次代を担う子供たちが豊かな未来を築くために、さらに本市の宝である子供たちの健やかな成長を願う子育て支援の立場から取り上げさせていただきました。市民アンケートや座談会等において、市民、特に若者やお母さんたちからの要望の中にゆっくりと安心して子供たちと触れ合える場所、施設が欲しい、若者が集えるところが欲しいといった希望が多いと感じています。市内にはゆったりとした芝生広場を初め、多くの施設がありますが、その情報が十分に届いているか課題はありますが、今回冬期に絞りファミリースキー場として安心・安全に集える場所を望んだものです。

さて、全国の小学5年生と中学2年生を対象に文部科学省が実施した平成22年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査、全国体力テストの結果、小学校5年生男女で福井県が調査以来3年連続で1位となりました。さらに、全国体力テストの1位、2位を占めた福井、秋田両県は全国学力テストでもトップクラスの常連になっています。全国体力テストにかかわった西嶋尚彦筑波大大学院教授、健康体力学の先生は「気力、体力が充実している子供は、勉強もスポーツも頑張る」と推測している。また、浅見俊雄東京大学名誉教授、スポーツ科学の先生は、「学力や体力向上への取り組みが熱心な学校では、子供も両面ですぐれた結果になるだろう」と話をしていただくと報道されました。

子育て支援と文武両道の子供たちを育成する立場から、ぜひとも取り組みの実現を願いまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

松田 孝議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号7番について11番松田 孝議員。

〔11番 松田 孝議員 登壇〕

○松田 孝議員 本日の一般質問最後になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私は、日本共産党と通告してある質問事項に関心を寄せている多くの市民を代表し質問いたします。

私は、健康上の理由で今期限りで議員を引退する予定であります。最後の一般質問となりますので、市長には真摯に受けとめ誠意ある答弁を期待したいと思います。

初めに企業誘致について伺います。

佐藤市長は平成23年度の市政運営で、山形県の東京事務所に職員を派遣し、企業誘致活動を積極的に推進する一方で、新第5次振興計画の基本計画では平成27年度までに中央工業団地へ10社企業誘致をし、残用地をなくし新たな雇用700人以上の確保に努めると目標を掲げました。その推進のために、昨年度は企業立地促進補助金制度を新設し、今年度は市独自の寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例を創設し、企業が参入しやすい環境を整えてきました。今後は企業誘致を効果的に進める手法としてあらゆる機会を通じ、さまざまな情報媒体を活用して発信していくことや、地域の環境や特性などを生かせる企業に照準を当てて積極的な訪問活動を展開することが大切であると考えます。

そこで、市長に伺いますが、寒河江市の行政職員が営業マンとして企業誘致に取り組んできましたが、現在どのような到達点にあるのか、その到達状況をどのように市長自身自己評価しているのか伺います。

次に、企業を訪問する際の情報収集はどのようなルートを開拓し進めてきたのか。また、企業が求めている工業団地の立地条件とはどんな条件か。さらに、今年度の主な訪問先の企業名を伺います。

次に、企業側に寒河江工業団地の環境のよさと流通の利便性や価格・優遇制度などをホームページで公開することについて伺います。

昨年9月に寒河江仙台会の総会に出席した折、企業関係者から寒河江市のイメージについて話を伺う機会がありました。寒河江市の工業団地のホームページは内容に乏しく関心を引くものでないこと、さらに市独自の優遇措置が他市と比較してどのような位置にあるのか見えないなど、寒河江市が真剣に企業誘致をしているという姿勢が感じられないという厳しい指摘をいただきました。

その後、参考まで各市の工業団地のホームページを見たところ、明らかに差異がありました。例えば、千歳市では工業団地の紹介は、動画で千歳市長みずから案内人で分譲の概要や分譲価格、さらには企業に対する優遇措置を前面に押し出しています。もちろん、ホームページを見て企業が来てくれるとは思いませんが、大事なことは企業誘致を積極的に取り組んでいる姿勢が評価される時代です。新たな戦略と位置づけて寒河江市をアピールする魅力や強みなどの関連する情報を適時発信していくことは重要であり、ホームページのリニューアルを検討すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、新年度に山形県東京事務所に職員を派遣し企業誘致活動を積極的に推進していくとしていますが、職員派遣は企業誘致活動に専念できるのか、派遣することでその到達をどのように考えているのか。また、人材登用はどのような地位の職員か。そして、派遣年数は何年をめどにしているのか伺います。

次に、寒河江市水道ビジョンの策定について伺います。

現在、寒河江市は水道施設整備計画、第4次拡張事業が実施されており、平成26年度をめどに完成予定となっています。この事業も未完成のまま、なぜ新たな水道ビジョンを策定し、施設や送水管の更新計画を進めるのか大変疑問であります。先行して長期計画を策定することは給水量の見込み数量や設備投資額を過剰に積算し、事業費を膨らませ、値上げの要因となることが懸念されます。

現在の第4次拡張事業で当初計画の給水人口を4万6,400人の設定で事業が行われてきました。ところが、目標年次までに残り4年間期間がありますが、現在の到達状況は平成21年度の水道事業

会計決算で給水人口は4万2,833人で3,567人も少なく、同じように計画給水量についても1日平均給水量3,974立方メートル、1日最大給水量4,686立方メートルも減少しており、目標年次までには到達が困難な状況になっています。また、村広水からの受水団体間の受水量の調整を、平成16年4月から1,700立方メートルを増量し、水の安定供給を図る計画でありました。しかし、ここ数年の水需要減少、人口減少、さらには工業団地の企業誘致が進まず、責任水量への負担が懸念されています。

こうした実態がある中で、事業見直しや事業評価も行わず水の安定供給を図るとして事業を推進していくのは問題であります。また、厚生労働省が勧める水道に関する重点的な政策課題と、それに対処する施策などを盛り込む予定のビジョン策定は後年度に先送りすべきです。

現在、全国の自治体で水道ビジョンの策定率は45%弱で、策定を進めてきた自治体は市町村合併により水道事業所統合や料金の統一化、施設更新計画が盛り込まれています。また、広域に向けたビジョン策定と民間委託に向けたビジョン策定など、それぞれ異なった将来目標を設定しているようです。そこで3点について伺います。

第4次拡張事業がスタートして10年になりますが、事業の進捗状況とこの事業の評価と当初計画の水需要量推計に問題はなかったのか伺います。

2点目は、新年度に寒河江市水道ビジョンを策定するとしているが、後年度に先送りの考えはないか伺います。

3点目は、施政方針で水道料金について料金設定もビジョン策定の中で検討を行うと述べていますが、料金引き下げ、料金引き上げ、どちらともとれるような表現となっていますが、どちらを選択するのか市長の見解を伺います。

次に、急傾斜地崩落防止対策について伺います。

2月18日午後9時過ぎにどんとすさまじい音が鳴り響き、もしかしたらと表を見たら異常がなく左側を見るとこれまでの風景が一変していた。そして寒河江川をのぞくと道路の路肩の土砂やケヤキや杉の木が横たわっていたと、隣接者のお話です。

こうした危険なところに住んでいる方は、地震や台風、集中豪雨、豪雪のたびごとにいつ襲ってくるかわからない災害におびえながら生活を送っております。特に、西部地区には山地が多く、古来より山地を切り開き耕し、また斜面を削り住宅を構えるなど高度な土地利用が特に農村部で行われてきました。いまだに残る山間の谷間に点在する集落や田畑が連なっているのもその特徴であり、日本古来の原風景の一つでもあります。このような集落は、地形的にも平地もあるが山間斜面で急で険しいところが大半を占めています。そのため、土砂災害などの発生する要素も幾つもある併せて持っている地区でもあります。

特に、白岩麓地区は昭和40年に最初の土砂崩れ、その後44年に悲惨な災害が発生し、その年に急傾斜地崩落危険区域の指定を受け、20年にわたり市内の危険箇所を対象に急傾斜崩落防止対策が施されました。その後、崩落防止対策が施されたにもかかわらず再び災害が発生したのです。それは雑木などの成木化した樹木に雪が堆積し重みで倒れ、土砂の崩落の原因となり、全く同じ災害が繰り返して発生しています。同じ災害を今後繰り返さないように、未然に防ぐ手だてを最優先課題としてすぐに検討を行うべきと考えます。

そこで市長に伺います。災害を防ぐために、樹木の伐採などの手だてをとることで災害を未然に

防ぐことができると言われています。急傾斜地の崩落の危険性が高い箇所について、関係者と協議をし、雑木などの樹木を伐採する対策を早期に検討すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

最後に、急傾斜地崩落危険区域指定を受け、崩落防止対策工事が行われてから、早い場所で40年を経過し、当時と比較しますと周辺の自然環境が大きくさま変わりしたことはだれの目にも明らかであります。その結果、環境変化によって災害が連続して起きています。このことから、住宅地や道路に隣接する急傾斜地を対象に環境調査を地域住民と共同で実施し、その実態に即した総合災害防止計画を策定し、災害予防に力を入れていくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

以上で第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 松田議員におかれましては、今期で御勇退されるということでありまして、3期12年にわたりまして、市政万般にわたって御指導御鞭撻いただきましたこと、心から感謝申しあげたいと思います。

大きく3点御質問いただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

最初に企業誘致についての、何点か御質問いただきましたので、お答えを申しあげます。企業誘致に係る現在の状況ということでありまして、到達度はどのくらいかということでありまして、1次分から合わせて、現在の4次分まで合わせますと用地面積として146.6ヘクタールであります。それに対して立地面積が123ヘクタールということになっております。84%、80社に操業いただいている状況であります。とりわけ、平成22年度におきましては新たに用地売買契約の実績でありますけれども、サンウェイ株式会社の約1万平方メートルの契約がございました。さらには、菊池商事株式会社の約3,300平方メートルの予約契約が完了したところであります。平成22年度の実績といたしましては2件ということになるわけでありまして、そういう意味でまだ道半ばという状況にあるわけでありましてけれども、できるだけ多くの企業から立地をしていただくことを目標に誘致活動を展開しているところであります。今後とも振興計画に掲げた新たな目標の達成に向けて鋭意努力をしていきたいと考えております。

企業が業務拡張を目指す、新設・増設及び設備投資に係る動きというものについては、大変経済状況が不透明でありますので、大変厳しい状況になっているわけでありまして。現在、いろいろ誘致活動を展開しているわけでありましてけれども、今後今すぐにその立地に向けて大詰めに来ているという状況の企業は、今のところ、そういう状況までにはまだ至っておりません。至っておりませんが、経営環境、経済をめぐる環境というのはひとところよりは随分上向いてきているという認識を持っております。そういった意味で、好機を逃すことなく常に情報提供あるいは情報収集というものに努めながら、早期の立地につなげていきたいと考えております。

次に、企業を訪問する際の情報収集ルートはどうかということでありましてけれども、これは御案内のとおりさまざまなルートがあるわけでありまして。県を通じての情報提供でありますとか、企業サイドからの問い合わせ、さらには立地済み企業からの提供あるいは市民サイドからの情報提供などもあるわけでありまして。場合によっては新聞などでの情報収集ということもあるわけでありまして。そういうさまざまな情報をもとに、企業側にあたっている状況であります。

また、企業側が求めている工業団地の立地条件はどうかということを御質問いただきましたが、

企業の立地動向に詳しい財団法人日本立地センターなどの調査結果によりますと、立地選定に当たって重視する要件というものは第1に用地価格、第2には既存拠点との近接性、第3点は交通条件、第4点労働力、第5点優遇制度などとなっているようであります。また、企業が必要な技術力を備えた人材の確保に注目しているという話もあります。そういったことから、立地近くに一定程度の人口集積がある都市部に目が向いているという傾向があると言われております。市が行いましたアンケート調査でも、同様の結果になってきているところであります。

次に、今年度の主な訪問先の企業名についてのお尋ねがありました。御案内のとおり企業側では極秘に立地調査を実施しているケースがほとんどであります。そういった意味で、企業名を公表するということになりますと、今後の誘致活動にも支障を来すおそれがあると考えておりますので、御理解を賜りたいと思っておりますが、分野から申しますと、食品関連、自動車関連の製造業、それから電子部品製造業、金属・非鉄金属製造業、運輸関連などの分野の企業と現在交渉をしている最中でございます。

次に、市のホームページについて御指摘がありました。先ほども申しましたが、市が行ったアンケート調査などの結果を見ますとやはりまだまだ随分PRが足りないというところを実感しているところであります。ホームページにおける中央工業団地のPR内容あるいはPRの手法などについては、対応可能なところから改善に向けて早急に対処していきたいと思っておりますし、その他のあらゆる媒体などを活用してさらに情報発信していく必要があると認識しているところであります。

次に、山形県東京事務所への職員派遣についての御質問がありました。市といたしましては、山形県東京事務所の企業振興課という部署に配属のお願いをしているところでございます。もちろん、山形県の職員としての業務遂行に当たっていくということになりますから、寒河江市のための企業誘致活動に専念できるとは限っておりませんが、実際山形県内の工業団地の残用地の状況からいたしますと、特に山形県内陸部の誘致を進めていく場合に寒河江市の中央工業団地の持つ優位性というものは極めて高いと我々は判断しております。そういった意味で、派遣職員による情報収集あるいは企業訪問活動というのは、おのずと寒河江市の企業誘致活動につながっていくんだと期待しているわけでありまして、そういった意味で、派遣をするとしているところであります。

派遣する職員に関しては、40歳前後の職員を念頭に現在選考中でございます。期間は複数年を想定しているところであります。

次に、寒河江市水道ビジョンについて御質問がありました。

まず、第4次拡張事業の進捗状況と評価ということですが、御案内のとおり第4次拡張事業については平成13年度に着手いたしまして、平成26年度を目標とするものであります。10年が経過し、平成23年から残すところ4年となっているわけです。当時は、工業団地の拡張事業や土地区画整理事業、また下水道の普及や生活様式の高度化などによりまして、水道使用量は年々増加したところであります。平成12年度には1日最大給水量2万2,894立方メートル、平成13年度には2万2,648立方メートルに達するなど第3次の拡張事業で計画された施設能力、1日最大給水量2万立方メートルを超える状況にあったわけでありまして、御案内のとおりであります。そのときには、村山広域水道から最大契約水量を受水し、さらに自己水源の井戸の揚水量を極限まで使用するなどして急場をしのぎながら水の供給に努めたという実情があったわけでありまして、そのような状況はその後も発生していくことが予想されたことから、将来の水需要量に的確に対応し、安定供給を継続

していくために1日最大給水量を見直すとともに配水池の増設と配水管網の整備とが不可欠であるということになり、寒河江市水道整備計画第4次拡張事業が進められてきたわけであります。

事業の内容は計画給水人口4万6,400人、計画1日最大給水量2万4,700立方メートルと定め、配水池の築造3カ所、電気機械設備の更新、さらには老朽管更新41キロメートルなど主な事業として、総事業費は48億8,600万円と計画したところであります。

この事業の進捗状況ということですが、配水池3カ所の築造工事などの大きな事業は完了いたしましたして、事業費ベースでの進捗率は今年度末で72.3%となる見込みでございます。また、水需要量推計についてであります、これまでの1日最大給水量を見てみますと、平成15年度は2万2,531立方メートル、平成16年度は2万3,364立方メートルと、平成20年度まで2万2,000立方メートルを超える給水量となっているところでございます。最大稼働率も90%を超え、他の市の状況と比較しても高い率となっているところであります。適正な計画であると我々は認識しているところであります。

次に、寒河江市水道ビジョンの策定について御質問がありました。

現在、水道事業におきましては昭和30年代から40年代に整備された基幹施設の老朽化に伴う更新整備が全国的に大きな課題となっております。そのため、国では各水道事業者に対し、安全で安心な水の供給や確保、災害時にも安定的な給水を行うための耐震化への取り組みを求めています。その基礎となる運営基盤の強化等が必要であるということで、これらの課題に適切に対応していくための地域水道ビジョンの策定を推奨しているところであります。

寒河江市におきましても例外ではございませんで、既に整備された基幹施設の川原ポンプ場の井戸や導水管、水を集めておくポンプ井、そこから配水池までの送水管等も大変老朽化しているわけであります。今後、その更新整備とともに耐震化にも取り組む必要があります。どのような更新整備を進めるかということが今後大きな課題になっているわけであります。

先ほどの第4次拡張事業については、将来の水需要量に対し安定供給を継続していくために、1日最大給水量を見直すとともに配水池の増設や配水管網の整備を進めるための寒河江市の水道整備計画であります。しかし、さきに整備された基幹施設の更新整備というものは、先ほど申しあげましたとおり緊急の課題であります。川原ポンプ場内の更新整備、それから長岡山や木の沢配水池までの送水管の更新整備、また耐震化はぜひ平成24年度から着手をしたいと考えているところであります。整備を進めるためには更新整備計画は重要な計画であると考えているところであります。

そのための施設の更新整備計画、さらには財政計画まで検討を加えた寒河江市水道ビジョンというものを、平成23年度から策定して計画に基づいて効率的でさらに効果的な整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

その際の、料金設定というものについて御質問がありましたが、今申しあげましたけれども、水道事業、安全・安心な水の安定供給というものはもちろん第一に考えているわけでありますけれども、そのための施設の更新整備、耐震化というものもやはり大変重要であります。ここを何とか更新していかなければならないということですが、その更新整備に当たっては効率的にももちろん進めていかなければなりませんし、財源についても補助金や企業債などを充当するなど、料金に影響を及ぼさないよう努めていかなければならないと考えているところであります。

なお、市の水道料金の設定についての御指摘がありましたが、水道ビジョン策定の中で十分に検

話し研究をしていかなければならないと考えているところであります。

次に、急傾斜地崩落防止対策について御質問がありましたので、お答えを申し上げます。

急傾斜地の樹木の伐採について特に御質問がありました。これまでも急傾斜地崩落対策事業を実施していただく際に、事業地内の樹木等については施行者であります県において伐採をしてもらっているということでもあります。また、事業予定地に近接して倒れる危険性のある樹木などについても、県に要請をして対応していただいているという状況にあります。

樹木等の管理につきましては、御案内のとおり基本的には急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律にありますとおり、まず所有者あるいは管理者において崩落が生じないように管理すべきものと認識しておりますが、急傾斜地の多くの箇所はこれまで管理がなされてこなかったということから、樹木が大きくなり個人で対応できないような状況が多く見受けられるようになっているのも現実であります。これらの箇所については、市では地域からの要望としてこれまでも県に対し樹木の伐採の実施について要望してきているところであります。人的被害の恐れがあり、緊急性のある箇所の伐採については、その都度県の方から対応していただいているところでありますが、それ以外の箇所についてはなかなか事業が進んでいないというところではないのかと思います。

急傾斜地の災害の予防ということは大変重要な課題であります。白岩地区の急傾斜地崩落対策事業については、御案内のとおり着手から40年ほど経過しているわけであります。工事を実施した周囲では、時間の経過とともに樹木が大変大きくなっていて危険と感じられる箇所も見受けられるようになっているのは、先ほど松田議員御指摘のとおりであります。樹木の伐採によってやはりある程度災害は、被害は防げると私も思いますので、地域の方々と一緒に現地調査を行うなど地域の住民の皆さんの安全・安心の観点から、さらには災害防止の観点からも引き続き県の方に強く要望していきたいと考えております。

最後に、総合災害防止計画の策定について御質問がありました。現在県の方では寒河江市の土砂災害警戒区域などの、平成25年度における指定に向けて作業を進めていると聞いております。市といたしましては、土砂災害警戒区域の指定を受けまして、地域住民の方々と協働で土砂災害ハザードマップを策定する計画であります。今後とも、災害の予防に向けまして市としても鋭意努力をしていきたいと考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 松田議員。

○松田 孝議員 企業誘致関係について申し上げますけれども、これまで、開発公社でも県の企業誘致に携わってきた人が、OBですけれども、この方を採用し、企業誘致専門員として配置をしたわけですけれども、1年8カ月ほどで退職されたと話を聞いております。このように相当期待感を持って、開発公社でも誘致に期待感を持って雇用したはずなんですけれども、実際には余り効果が上がらなかった現状かと、私は思っています。

それで、県の職員がそういう形で、専門的にやってきた人でさえなかなか企業誘致には難しい場面が結構あるのかなと思っております。それで、実際県の東京事務所の企業誘致の実績というのは、市長はどの程度見て東京事務所に派遣するということになったのか、その辺のいきさつをちょっとお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 松田議員から今お話にあった県の職員のOBの人を企業誘致調査専門員に委嘱をして活動していただいたというのは、昭和54年から56年までくらいの間だと思います。この人の名前を聞くと、私も存じあげておりますが、当時の経済状況というんですかね、企業誘致をめぐる環境というのが大分今とは違っておったところがあると思いますし、2年弱の間でも結果的には相当な工業団地に立地をした企業、今でも操業していらっしゃる企業というのはあるわけで、それなりの意味があったと思います。

御案内のとおり、企業誘致というのは、手を休めるとずるずると行ってしまう。ずっと継続してやっていく、誘致活動に着実に地道に取り組んでいくということが必要なんだと思います。それが後でボディーブローのようにきいてくると、私どもは思っているところでありますし、現在県の東京事務所には天童、それから酒田あるいはそのほかの自治体からも派遣をしているんな活動をしている、東京事務所の職員として活動しているわけでありましてけれども、当然のことながら地域の方から派遣されているわけでありまして、地域の活動にも相当貢献しているということでもあります。これまで、東北一の企業誘致を誇った山形県の時代もあったわけですがけれども、なかなか現在こういう状況もあって、企業誘致が県内にも進まない。もちろん県の工業団地自体も相当残用地も減ってきているという状況であります。

そういった中で、寒河江市が抱える団地への誘致ということについては県の方も大変積極的に協力的でありますし、我々としてはこの機会にさらに誘致活動を推進していくという意味で、非常にいいタイミングではないかと考えて、今回の職員の派遣に至ったと思っているところであります。

○高橋勝文議長 松田議員。

○松田 孝議員 この派遣も、数年度をめどにという市長の最初の答弁でありましたけれども、やはりもう少し長期に計画して、きちっと対応できるような体制を充実していただきたいと思っております。

それから、近隣の立地条件等についていろいろ問題はあるんでしょうけれども、例えば寒河江市と河北町の工業団地を比較した場合、河北町は1平方メートル当たり9,500円なんですね。そして寒河江は1万5,000円以上になっているわけです、現在まで。そうすると、やはり企業としてどちらを選択するかとなれば条件的にさほど変わらないんですね、寒河江市と河北町の工業団地では。そうした場合に、やはり価格のある程度引き下げ、そして分譲に当たってはオーダーメイド方式はとっておりますけれども、このリース事業みたいなものをある程度展開しないと残用地をなくすことが困難な状況だと私は思っています。ですから、この辺も含めて今後企業誘致に当たっていただきたいと思っておりますけれども、この辺のリース事業についての考え方をお伺いします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども申しあげましたけれども、企業側が立地する、どういうところを選定するかということの重要度を申しあげましたけれども、第1には用地価格ということを、そういう調査結果になっているようでありますので、用地の問題とか、当然今景気が余りよろしくありませんので、そういう結果にもなっているんだと思います。

そういった意味で我々としてはいろんな、新たな補助制度などもつくりながら求めやすい用地の価格というものを支援していきたいと考えて、いろんな制度を予算計上しているところでありますし、またそういった意味で今御提案がありましたリース事業などについてもいろいろ研究をしてみたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 松田議員。

○松田 孝議員 東京に職員を派遣することもそうですけれども、企業立地推進室があるわけですが、営業活動に支障を来さない予算措置が、私は必要だと思います。ある程度、行政というともう決めた枠で行動しなければならないですが、そのところをもう少し柔軟にできるような対応してもらわないと、担当者も大変だと思いますので、その辺十分心がけていただきたいと思いますが、その辺について伺います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としては、営業でありますから、どちらかという行政のやり方では通用しない、相手は民間の企業の皆さんへの営業活動でありますから、どちらかというそういうペースに合ったような誘致活動を展開していかなければならないと思っております。そういった意味で、十分その辺は踏まえてやっているつもりではありますが、なお事情なんかもお聞きをして支障のないように努めていきたいと考えています。

○高橋勝文議長 松田議員。

○松田 孝議員 ホームページに関しては十分今後も対応していく話でありますけれども、ホームページに掲載する第1番目の場面には、工業団地の窓を設けてそこからすぐダウンロードして入っていくような措置をやっていただきたいんですけれども、開発公社やあるいはほなみ団地のあれは設けていますけれども、工業団地を2番、3番手に置くというのはどうなのかなと思っています。これをしないといろんな住宅やいろんなものに波及する、雇用にも波及する、そういう大きな目で見てもホームページのリニューアル化を推進していただきたいと思っています。

次に、水道ビジョンについて伺います。

水道事業というのは企業会計であって、受益者負担が原則でありますよね。この間の水道の会計状況を見ますと、平成19年度で1億2,138万円、平成20年度に2億7,139万円、平成21年度に2億6,289万円、こうした億単位の金が余剰金としてあるわけです。ただ、この余剰金は結果的に後年度の事業費に充てていくという方針を寒河江市は示していますけれども、しかし市民からとってこの余剰金をやはり料金の引き下げにつながるような計画を望んでいるわけです。公共事業というのは電気料金など見ますと原油は上がったら上げて、下がったら下げる。そういう柔軟に対応できるような制度が、企業会計でも、この水道会計でも必要だと私は思うんですけれども、この辺について市長の考え方を伺います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 決算剰余金というんですか、そういう剰余金の件に関しては、今松田議員も御指摘ありましたけれども、議会の認定をいただいて処分をしているというわけでありまして。積立金をして後年度の設備投資に充てていく、あるいは維持管理の方に回しているという状況であります。

そういったことで先ほども申しあげましたけれども、これからの水の安定供給を図っていくための施設の更新やら新たな設備投資もあります。老朽管の更新とか、そういう面での投資というのはさらに引き続き出てきてということは予想されるし、また水道ビジョンの中でも申しあげましたけれども、さらなる経費というものも想定されるわけでありまして、できるだけそういうことについては料金の方に影響を及ぼさないような努力をしていく、そのための基金の活用ということで我々は対処をしていきたいと考えておりますし、また先ほどの最後も申しあげましたけれども、水

道料金の設定についてはそういう更新計画もビジョンの中で検討しますが、全体として水道料金の設定についてトータルで客観的に見直しも含めて検討していくという姿勢でありますので、御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 松田議員。

○松田 孝議員 やはり、水道ビジョンを策定して、平成24年度から事業化を考えているようですが、今の4拡事業と並行してやればこれは間違いなく負担がふえるわけです。投資額がずっとふえますから。だから、これは政治判断だと、私は思います。市長自身がきちっと判断すれば、それなりに計画の中に盛り込んでいく状況がつけられると私は思っております。ですから、もう少し水道事業の、水道料金について実態を掌握しておいてもう少し弱者に配慮したり、あるいは水道の節水している人が高い料金を払ってくるような料金体系ではまずいと思うんです。それは公平に負担していただく、その辺の取り組みをただけでも相当高齢者などは助かるんですよ。基本料金は10立方メートルを設定して一応やっていますけれども、現在10立方メートルに満たない人が3,000戸ぐらいあるらしいんですね。そういう人たちが救われるには、基本料金のもう1段ランクを設けるなど、そうしただけでもこの料金体系で救われる人が非常に多いと思っております。その辺に目を向けていただきたいと思っておりますけれども、市長の見解を改めて伺います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 松田議員から、非常に貴重な御提言をいただいておりますが、水道料金の設定につきましてはそういうトータルな、あるいは客観的な目でビジョンの中で検討させていただきたいと考えております。松田議員からの御提言も十分頭に入れながら進めてまいりたいと思います。

○高橋勝文議長 松田議員。

○松田 孝議員 次に。

○高橋勝文議長 松田議員、マイク使ってください。

○松田 孝議員 次に、急傾斜地崩落対策について伺いたいと思います。この間の経過は第1問で触れましたけれども、なかなか市民の願いと行政の進む方向が大分乖離があるようですけれども、今回白岩の麓地区、崩落の対策がとられておりますけれども、十分とられていないという市民の声がするんですね。

というのは、現在やっているところから左側の斜面については尾根まで全部崩落対策、崩壊対策がとられてきたんですね。しかし、現在やっている場所については、途中でとまっているんです、中腹で。これで、下にいる住民の生活が守られるのかどうか、非常に不安がっている住民が多いんです。その上までなぜできないのか。今回の判断では途中でとめたわけですが、なぜ左側の一帯として進めてできなかったのか非常に疑問があるんですけれども、その辺の拡張計画、具体的に、担当者でもいいですが、中途半端に終わらないで工事を進めていただきたいと思うんですけれども、その辺について。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 当然、今回の崩落について我々としてはできるだけ早い、そして安全な体制と現状というものを復帰すべくいろんな手だてを講じていきたいと思っておりますし、また今御指摘の点なども踏まえて地域の人たちの心配を解消すべく、そして安全な通行が再びできるよう鋭意努力していきたいと思っております。

○高橋勝文議長 松田議員。

○松田 孝議員 白岩地区ばかりではないんですけれども、全体的に崩壊防止対策とる時点で公共事業を進めるに当たって、住宅が5戸以上という制限があったんです。5戸以上がまとまらないと公共事業に当たらない。ですから、点在する1戸1戸のところはまだ対策が十分とれていない、ほとんどとれていない状況で、今回の陣ヶ峯の地区もそうなんですけれども、1戸あそこにあるだけで上の方から崩れてきた場合全然対策がとられていない、そういう状況のところを今後どう進めていこうとしているのか、安全対策ですので、その辺について。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今も申しあげましたけれども、ある程度の規模がないとそれが県の方とか、そういう災害の事業として認定を受けられないという状況もあるわけでありますので、我々としては基本的な考え方としてできるだけ早く住民の生活の安定を確保していくにはどうしたらいいかということで、今鋭意検討しているところであります。できるだけ早目に考えをまとめて、考えを整理をして対応を進めていきたいと考えております。

○高橋勝文議長 松田議員。

○松田 孝議員 佐藤市長も2年目でありますけれども、3年目ですか、市民の安全のために十分配慮していただきまして、水道料金なども具体的に政治判断で決着して引き下げの方向性を見出していきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

散 会 午後2時28分

○高橋勝文議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。